

第六十五回国会 農林水産委員会 議 録 第二十八号

昭和四十六年五月十八日(火曜日)

午前十一時八分開議

出席委員

委員長 草野一郎平君

理事 安倍晋太郎君

理事 飯谷 忠男君

理事 千葉 七郎君

理事 小平 忠君

理事 熊谷 義雄君

理事 坂村 吉正君

理事 瀬戸山三男君

理事 中尾 栄一君

理事 松野 幸泰君

理事 渡辺 肇君

理事 田中 恒利君

理事 長谷部七郎君

理事 美濃 政市君

理事 鶴岡 洋君

理事 合沢 栄君

理事 津川 武一君

出席國務大臣

農林大臣 倉石 忠雄君

出席政府委員

經濟企画庁長 岡部 保君

農林政務次官 渡辺美智雄君

農林省農政局長 中野 和仁君

農林省農産省企業局長 西角 良彦君

農林省農産省企業局長 増田 実君

農林省農産省企業局長 中野 和仁君

農林省農産省企業局長 増田 実君

農林省農産省企業局長 中野 和仁君

農林省農産省企業局長 増田 実君

農林省農産省企業局長 中野 和仁君

農林省農産省企業局長 増田 実君

農林省農産省企業局長 中野 和仁君

農林省農産省企業局長 増田 実君

農林省農産省企業局長 中野 和仁君

農林省農産省企業局長 増田 実君

農林省農産省企業局長 中野 和仁君

自治省税務局 近藤 隆之君
農林水産委員会 松任谷健太郎君
調査室長

五月十五日

国有林野の活用に関する法律案の成立促進に關する請願(加藤陽三君紹介)(第五七三九号)

同(谷川和穂君紹介)(第五七四〇号)

同(三件)(永山忠則君紹介)(第五七四一号)

同(金子岩三君紹介)(第五八九〇号)

同(砂原格君紹介)(第五八九一〇号)

同(山田德夫君紹介)(第五九七三三〇号)

同(山下德夫君紹介)(第六二四七四〇号)

同(二件)(堀山静六君紹介)(第六二四七四〇号)

同(狩獵者団体法制定に關する請願(赤城宗徳君紹介)(第五七四二二〇号)

同(二件)(天野公義君紹介)(第五七四三三〇号)

同(龜山孝一君紹介)(第五七四四四〇号)

同(一件)(小金義照君紹介)(第五七四五五〇号)

同(二件)(小山西二君紹介)(第五七四六六〇号)

同(中島源太郎君紹介)(第五七四七七〇号)

同(三件)(早稻田柳右エ門君紹介)(第五八九三三〇号)

同(阿部文男君紹介)(第五八九四四〇号)

同(大村襄治君紹介)(第五八九五五〇号)

同(一件)(笠岡喬君紹介)(第五八九六六〇号)

同(一件)(金子岩三君紹介)(第五八九七七〇号)

同(佐々木秀世君紹介)(第五八九八八〇号)

同(佐藤孝行君紹介)(第五八九九九〇号)

同(二件)(齊藤滋与史君紹介)(第五九〇〇〇号)

同(八件)(笹山茂太郎君紹介)(第五九〇一〇号)

同(堀川正十郎君紹介)(第五九〇二〇号)

同(澁谷直藏君紹介)(第五九〇三〇号)

同(篠田弘作君紹介)(第五九〇四〇号)

同(七件)(高島修君紹介)(第五九〇五〇号)

同(地崎三郎君紹介)(第五九〇六〇号)

同(塚原俊郎君紹介)(第五九〇七〇号)

同(中川一郎君紹介)(第五九〇八〇号)

同(二件)(中垣國男君紹介)(第五九〇九〇号)

同(南條徳男君紹介)(第五九一〇〇号)

同(一件)(橋本登美三郎君紹介)(第五九一一〇号)

同(湊徹郎君紹介)(第五九一二〇号)

同(安田貴六君紹介)(第五九一三〇号)

同(足立篤郎君紹介)(第六〇〇六〇号)

同(三件)(浦野幸男君紹介)(第六〇〇七〇号)

同(角屋堅次郎君紹介)(第六〇〇八〇号)

同(澁谷直藏君紹介)(第六〇〇九〇号)

同(田中正巳君紹介)(第六〇一〇〇号)

同(中村弘海君紹介)(第六〇一一〇号)

同(一件)(八田貞義君紹介)(第六〇一二〇号)

同(十件)(松野頼三君紹介)(第六〇一三〇号)

同(三件)(石田博英君紹介)(第六〇一四〇号)

同(鴨田宗一君紹介)(第六〇一五〇号)

同(三件)(佐々木義武君紹介)(第六〇一六〇号)

同(高橋清一郎君紹介)(第六〇一七〇号)

同(益谷秀次君紹介)(第六〇一八〇号)

同(一件)(早稻田柳右エ門君紹介)(第六二四六六〇号)

同(BHC等有機塩素系農薬の全面禁止に關する請願(小平久雄君紹介)(第五八八九九〇号)

同(米価の物価統制令適用除外反対等に關する請願(下平正一君紹介)(第六二八二一〇号)

同(三池信君紹介)(第六四七一〇号)

同(三件)(藤本孝雄君紹介)(第六四七二〇号)

同(狩獵者団体法制定に關する請願(宇野宗佑君紹介)(第六四七三〇号)

同(久保田次君紹介)(第六四七四〇号)

同(三件)(齋藤邦吉君紹介)(第六四七五〇号)

同(坂村吉正君紹介)(第六四七五五〇号)

同(中島源太郎君紹介)(第六四七六五〇号)

同(藤井勝志君紹介)(第六四七七五〇号)

同(一件)(藤枝泉君紹介)(第六四七八五〇号)

同(五件)(細田吉藏君紹介)(第六四七九五〇号)

同(本名武君紹介)(第六四八〇五〇号)

同(八件)(早稻田柳右エ門君紹介)(第六四八一五〇号)

同(一件)(池田正之輔君紹介)(第六四八二五〇号)

同(一件)(大村襄治君紹介)(第六四八三五〇号)

同(加藤六月君紹介)(第六四八四五〇号)

同(金子岩三君紹介)(第六四八五五〇号)

同(小峯柳多君紹介)(第六四八六五〇号)

同(森山欽司君紹介)(第六四八七五〇号)

同(小林進君紹介)(第六四八八五〇号)

同(一件)(黒田寿男君紹介)(第六四八九五〇号)

同(かすみ網の一般販売禁止等に關する請願(外二十九件)(瀬野栄次郎君紹介)(第六六二五五〇号)

同(鹿兒島県島町の農免道路等に關する請願(池田清志君紹介)(第六六七七一〇号)

同(本委員会に付託された。

五月十四日

農林漁業対策確立に關する陳情書(福岡市天神一の一の八福岡県町村会長三輪修平)(第二七九号)

新農業対策確立に關する陳情書(福岡市天神一の一の八福岡県町村会長三輪修平)(第二八〇号)

農政基本対策確立に關する陳情書(山口市議會議長江崎一)(第二八一〇号)

国有林に従事する作業員の処遇改善に關する陳情書(外二件)(北海道常呂郡留辺蘂町議會議長今泉肇外二名)(第二八二〇号)

民有林野の国営分収造林開墾促進に關する陳情

書外一件(兵庫県議会議長新田秀雄外一名)(第二八三号)

食糧管理制度の堅持に関する陳情書(下妻市議會議長中川得三郎)(第二八四号)

食糧管理制度の堅持等に関する陳情書外一件(北海道紋別郡滝上町議會議長板東文武外一名)(第二八五号)

同(京都府与謝郡伊根町農業委員長中川久左衛門)(第三三八号)

食糧事務所の現状維持に関する陳情書(北海道常呂郡留辺瀨町議會議長今泉肇)(第二八六号)

食糧管理制度に関する陳情書(和歌山県有田郡湯浅町議會議長小松永愛)(第二八七号)

米の買入れ制限及び生産調整の強制制当反対に関する陳情書(兵庫縣議會議長新田秀雄)(第二八八号)

米の買入れ制限及び生産者米価据置き反対等に関する陳情書(京都府与謝郡加悦町議會議長細井拓一)(第二八九号)

配給米の物価統制令適用除外等反対に関する陳情書外一件(平戸市議會議長木下吉太郎外一名)(第二九〇号)

生乳生産者手取り乳価の適正化に関する陳情書(兵庫縣議會議長新田秀雄)(第二九二号)

良質米に対する特例設定に関する陳情書(宮城県議會議長村松啓治)(第二九二号)

農産物の価格安定に関する陳情書(近畿二府六県議會議長代表滋賀縣議會議長北川弥助外七名)(第三三五号)

米の生産調整に関する陳情書(綾部市議會議長野々垣亨)(第三三六号)

米の生産調整等に関する陳情書外一件(京都府与謝郡伊根町農業委員長中川久左衛門外一名)(第三三七号)

米穀の基本政策確立等に関する陳情書(愛媛縣議會議長吉田忠雄)(第三三九号)

配給米の物価統制令適用除外反対に関する陳情書(京都府議會議長植嘉次)(第三四〇号)

国有林に枯殺剤の使用禁止に関する陳情書(函

館市議會議長西村敏雄)(第三四一号)は本委員会に参考送付された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

農村地域工業導入促進法案(内閣提出第七七号)

○草野委員長 これより会議を開きます。

農村地域工業導入促進法案を議題といたします。質疑の申し出がありますので順次これを許します。別川修紀夫君。

○別川委員 私はただいま政府より提案をされております農村地域工業導入促進法案について、政府関係当局の皆さんに対し若干の質問をいたしたいと思ひます。質問の時間が限られておりますので、前置きを省略いたしまして、さっそく本論に入りたいと思ひます。

まず第一には、本法の目的が「農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてその導入される工業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まつて農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資すること」にあるといたしております。政府当局からあらためてこの法案の農政上それから工業立地政策上及び雇用政策上の位置づけについての見解を伺いたいと思ひます。できれば農林省、通産省、労働省からそれぞれにお願いしたいと思ひます。

○倉石国務大臣 この法律はいろいろな目的を含んでおるわけですが、まず第一に、最近のわが国の農業の転換ということ、著しい勢いで変化を生じておるといふことを見のがすわけにはまいりません。したがってそういう農業に限らず、全体の経済産業がいろいろな角度で変化を見せつつあるこの状況の将来を大體私どもは観測い

たしまして、現在のような状況のままで放置いたしておきますならば、いわゆる太平洋メガロポリスというふうな、そういう傾向が必ず生じてくるであろう。国全体から見ましては私どもも日本全体の人口、それから国民の所得、産業等をできるだけ平均化していくことがいいことではないか、そういう考えと、もう一つは、農業も御存じのようにわれわれは農業基本法に基づいて自立経営農家を育成していくという方針を堅持いたし、その方向に努力はいたしておりますけれども、やはりかなり大きな部分が兼業として地方に残されております。そういう全体を考えまして、いわゆる総合農政をやつてまいりますためには、地方にあり

ます労働力をできるだけその場所から離れることなくして雇用機会を増大いたしたいと同時に、日本全体に平均的な産業の分布というものを考えてまいりますときに、やはり公害を伴わないように警戒しながら産業を地方に分散いたしていくということが必要なことである、こういう考え方に基いて農業の構造変化に対応して、地方の農村地帯の構造も改善してまいろう、こういうことがこのたびの法律の目的でありまして、したがって工場用地の造成と相まつて、周辺の園地整備事業を実施するなどによりまして、農業生産基盤の整備、農業経営の近代化をあわせて実行してまいりたい、このように考えておるわけであり

ます。

○両角政府委員 この法律案の立地政策上の意味と申しますか、役割りにつきましてはお答えを申し上げます。

御承知のように、現在まで毎年約一万ヘクタールの工場の用地が需要をされておるわけでござい

まして農業構造の改善と相まつて、効果を期待してまいりたいということでございます。同時に、御承知のように、既存の工業地帯におきましては、すでに過密の問題、あるいは工業用水の取得難あるいは労働力の不足といったような問題が出てお

りまして、いわゆる内陸型の産業の地方分散といった要請も否定できない面があるかと思つております。したがって、この法律案によりまして、われわれは内陸型の公害のない産業というもの、計画的な地方進出というものを促進してまいることが有意義ではなからうか、かように立地政策上考へておる次第でございます。

○中原政府委員 この法案の雇用政策上の意義についてお答え申し上げますが、いまの日本はいわゆる一般的には労働力不足といわれておりますけれども、その労働力不足の中におきまして各種のアンバランスも含まれておるわけでござい

かと考えておるわけでありませう。

○別川委員 次に伺いたいと思ひますのは、この法律が適用される農村地域の範囲についてであります。

法第二条におきまして、農村地域ということに第一には農業の振興地域またはその予定地域を含んだ市町村、それから第二には山村振興地域に指定された区域を含んだ市町村、第三には過疎地域に指定された区域を含んだ市町村、こういうふうに一応規定いたしておりますが、続いて例外といひまして次のような地区を除くというふうにならされております。まず第一には新産都市に指定された区域、第二には工特法によつて規定された工業整備特別地域、第三にはこれらの区域に類する工業開発区域で政令で定めるもの、第四には大都市及びその周辺の地域で政令で定めるもの、第五にはその人口が政令で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定める要件に該当するもの、以上の五つの地区を除くというふうにならされておるわけでございますが、この中に政令が四つも出てくるわけでございます。そこでこの政令で考えておられます除外地域というふうなことにいつてどのようにならされておられるのか、ひとつお聞きをいたしたいと思ひます。

○中野政府委員 ただいま御指摘の農村地域の定義でございますが、除外地域につきましては政令で定めるといふことになっております。中身を申し上げたいと思ひますが、その一つは、新産都市及び工特法の地域で政令で定めるもの、これにつきましては、新産都市の中でも都市計画が立てられておるところがございます。最近の新産都市計画によりまして線引きをやつておるわけでございます。そういうところにつきましてはすでに新産の法律あるいは工特の法律によりまして計画的に工業導入が進んでおります。したがって都市計画がつくられておるところは除きたいということをお考へておるわけでございます。それからこれらの新産や工特に類する工業開発の区域で政令で定めるもの、これはまだいろいろ構想の段階のようでございます。

いますけれども、むつ・小川原とかあるいは第二苦小牧とか周防灘とか、そういうところは臨海工業地帯をつくるということがございまして、そういう地帯につきましては、そういう関係地域が明確になりまして除外をしたいということでございます。それから第三番目の大都市及びその周辺の地域ということで考へておりますのは、首都圏、近畿圏、中部圏でございます。しかし、その中でも首都圏につきましては非常に広い地域でございます。それから、近畿圏にいたしましては既成都市区域、近郊整備区域を除いたしたい。中部圏につきましては、都市整備区域を除いたしたいと考へております。それから次に、「人口が政令で定める規模以上である市の区域のうち、政令で定める要件」と申しますのは、政令で定める規模と人口の規模はわれわれといたしましては十万人以上の都市というふうにならされておる。ただその中にありまして、人口十万人から二十万の間に辺境といひましようか、かなり地方にありまして人口の伸びも少ない、あるいは第二次産業の比率が非常に少ないというふうなところにつきましては、これを例外的に農村地域の対象にしたほうがいいのではないかと考へて、一応の整理をしていられるわけでございます。

○別川委員 ただいま除外地域の具体的な考へ方についての御説明を受けたわけでございますが、私は重ねて次の二点について政府の御意向を確かめたいと思ひますので、明確な御返答をお願いいたしたいと思ひます。

まず第一は新産都市それから工特地域、これは除くということになつておるわけでございますが、御案内のように、新産都市や工特地域といふものも指定されたとき考へた方でございますが、いわゆる拠点開発主義といふふうな考へ方ではこれらの地域指定が行なわれたという歴史があるわけでございます。したがって、この当時におきましてはできるだけその地域を広範囲

にわたつて指定をする、こういうふうな考へ方になされたわけでありませう。そのために新産都市や工特地域の中には、たとえて申しますと山あり川ありといふふうなところがあるわけでございます。したがつて、この指定地域全部を本法の対象地域から除外するということになりませう、いろいろ実際に合わないといふおそれが出てまいらうかと思ひわけでございます。

そこで、新産あるいは工特の中にありまして、新都市計画法に基づく市街化区域以外に本法の対象となつて得るような弾力的な措置を講ずるといふ御意思があるかどうかということがございます。それから第二点といたしましては、これからいよいよ法律の実施段階に入りまして、実際に地域指定を行なつていくわけでございますが、その場合にはいろいろ問題が出てまいりますが、その場合には、趣旨を生かしてまいらうというために、地域指定に当たりましては都道府県知事の裁量にゆだねるというふうな弾力的な運用措置を考へていくべきではないか、かように思ひわけでございます。

以上、この二点につきまして政府の御見解をお願いいたしたいと思ひます。

○中野政府委員 ただいま新産、工特の区域につきましては、その指定が非常に広範囲になつておるのではないかと考へておるわけでございます。それからまた、拠点開発が重点ではないか、そのとおりではないかと私も思ひます。

この八十七につきましては、農村工業導入の計画が立ち得ますれば、そこへ導入をいたしたいといふことを考へておるわけでございます。それから工業整備特別地域につきましては全体六地区ございませう、関係町村が九十五、そのうちで線引きをやりまして都市計画の市町村が六十三、線引きはありませんけれども、都市計画がありませうのが十四ということ、都市計画のない市町村は十八、したがってこの八十八については農村工業導入計画が立ち得るということになるわけでございます。

そのうちで、先ほど申しましたとおり、一応政府部内ではただいまのところはそういうふうな整理をしておるわけでございます。と申しますのは、先ほど申しましたとおり、新産なり工特なりですでに基本計画で工業導入計画を立てておるわけでございます。それと調整を要するといふことでございます。そういうことでありますので、地域指定につきましては都道府県知事に弾力的にやらせてはどうかということでありませうけれども、これはこの法律の第二条にもございませう、こういうもの考へ方では、ただ農村地域に工業を持っていきたい。したがって、都市周辺についてはいまだ御遠慮願うといひましようか、そういうことはやはり御遠慮願うといひましようか、そういうことで一応基準としましては政令で明確にしたほうがいいのではないかとわれわれは考へておるわけでありませう。

○別川委員 次に、兼業農家の問題について御質問をいたしたいと思ひます。

基本法農政の主眼は、規模の大きい自立経営農家の育成を旨としておることは御承知のとおりでございます。しかし残念なことがながら、政府の意図にもかかわりませず、現実には専業農家の数がどんどん減つておるといふふうな事実があるわけでございます。現在の状況におきましては兼業農家の数が実に八四多にも及んでおるといふことでございます。さらにまた農家の所得の内容を見ましても、その半分以上が兼業所得によつてまかなわれておるといふふうな実情であります。さらに今後日本経済が引き続き成長発展を続けると

いうことになりますれば、農産物の価格の大幅な引き上げや経営規模の拡大というふうなことが早急に期待できないということになりますれば、今後農家の兼業の度合いというものはさらに一段と推し進められることになる、かように思うのであります。

そこで世上にはこのような不完全な農業経営と一応は考えられております兼業農家の形でも、現実の問題として今日わが国食糧の約八割に近しいものを自給しておる、また米についても過剰になるまでの生産を確保しておるという点を高く評価をいたしまして、わが国の農業はむしろオール兼業化でいくべきではないか、むしろ農業だけで自立しようというような考え方は捨て去るべきではないか、こういう有力な主張が行なわれております。事実農業基本法が制定をされました昭和三十六年当時、農林省が描いておられました稲作を中心としたモデル農家、これは農業所得のみによって近隣の市街地に居住いたしておりました勤労者と大体同程度の所得を確保することができようという農家、すなわち大体二・五ヘクタール程度の経営規模を持つ農家であったというふうに思うわけでありまして、ところが最近農林省のほうから出ております考え方は、これが五ヘクタールの経営規模というふうなことになるっております。この十年の期間でいわゆる適正規模というふうなものが何と二倍に拡大をいたしておるわけでありまして、ところで現実にはこの十年間農家の経営規模は一体どれだけ拡大されておりましたか。農業基本法の農業の構造改善が前進しておりましたか。政府が先般出されました新経済社会発展計画によつて見てみますと、わが国の実質経済規模は昭和五十年には、四十四年を基準にいたしまして一・八倍になる。名目国民総生産は百四十兆円、そうして国民一人当たりの所得は約百万円、すなわち昭和四十四年度の四十九万円に比べますと、約二倍になるというふうなことが書かれておるわけでございます。このような国民経済の発展に稲作農家

がおくれをとらない、ついでにいきますためには、今後五年後にはその経営規模を現在の二倍でありまして十ヘクタール程度にまで拡大をしなければいけないということになるのじゃないか、このように考えられます。

なお今後米価の値上がりというものを大きく期待することは無理だと思ひますし、また農地の値上がりということも今後とも続いていくだろうと思ひうわけでございます。とすれば、そのような条件のもとで農業だけで生活のできるような大規模な自立経営農家というものを育成していくことは、言うべくしてなかなか実現困難な道ではないかと思はれるわけでございます。したがって、この際政府におかれましてはもっと真剣にわが国農業における兼業農家の位置づけなり兼業農家の果たしております意義あるいは役割りというふうなものをご考慮直してみるべき時期に来たおるのではないかと。また本法の趣旨と相まって一体的に推進していくというふうなうちにわけております農業構造改善の促進措置につきましても、もっと具体的ににもっと積極的にその内容を打ち出すべき時期に来ているのではないかと、かように思うわけでございますが、これらの問題についての政府の所信をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○倉石国務大臣 ただいまたいへん有意義なお話でございます。基本法農政がしかれました十年間で、お話のように当初考えておりましたことはなかなか計画どおりにいかない面もあつたことはなかなかに話がございますが、農業センサスの結果によりますれば、昭和四十五年の二月現在で専業農家が五・六％、それからお話のございました兼業のうち第一種兼業農家が三三・七％、第二種兼業農家が五〇・七％となつておりました、四十年に比べまして専業農家が減少し、第二種兼業農家が増加の傾向にあるわけでありまして、

そこで総合農政におきましては、規模の大きな自立経営農家の育成が基本であると申しております。これはいま御指摘のありましたような基本法農政のたてまえを、それにもかかわらず私どもも

いたしましてはぜひ育ててまいりたい。今後ともいま申し上げましたように自立経営農家の育成が基本ではあります、兼業農家がお相当の期間相当の割合を占めて続いていくものと考えられますので、これらの兼業農家をそれぞれの地域において生産性の高い経営を中心とした生産組織の中に位置づけて、全体として生産性の高い農業を確立していくことを通じまして農業所得の確保をはかると同時に、この法律による工業の導入等によりまして安定的な就業機会の創出によりまして兼業所得の確保をはかり、それからこれら農業所得と兼業所得とを合わせて他産業従事者との所得の均衡をはかつてまいりたい。なお、工業の導入によりまして、一時的に兼業農家の増加が見られる地域もあるであらうが、計画的な工業の導入は離農の契機となるものと考えられますし、また

農業者の年金制度等の活用、それから改正されました農地法、農協法等の適切な運用等によりまして、離農者の土地を自立経営を志向している農業者に集積するなど、お話のございましたいわゆるオール兼業化といった事態が生じないように措置してまいりたいと思ひます。

○別川委員 次に、工業導入の実施計画についてお伺ひいたしたいのでございます。実施計画の立て方につきましては、法第五条におきまして都道府県が立てる場合と市町村の立てる場合の二つの立て方が規定されておるわけでございます。そして都道府県が立てる場合には、これが同周辺地域の工業導入促進のための拠点となり得るような機能を果たするものであるということに条件づけております。さらにその適合基準を政令で追加規定するようになつておるわけでありまして、その政令の内容というふうなものをどのように考へておられるのかということが一つ。

との関係というものをどのように考へておられるのか、こういった事柄についての御説明をお願いいたしたいと思います。

○中野政府委員 ただいま御指摘の実施計画を二本立てにいたしました理由でございますが、一つには現状までの工業の地方分散を見てみましても、県が中心で計画を立てておる場合とそれから町村が工場を誘致している場合と、実態が二つあるわけでございます。そこで今回の法律を作成しました際に考えましたのは、県内で拠点となるような地域を何地域かつくつて、その周辺の農村地域へ工業が導入されるという一つの形と、そこまではいかなくても町村単位で比較的小さい団地なりあるいは工場が入っていくという形と、両方考えたほうが実際に合うのではないかと考えたからでございます。

そこで両者の関係につきましては、この法律の五条にもございますように、工業が導入されることによりまして農村地域におきます農業従事者が工業に相当数就業する見込みがあるというふうなことが、あるいは工業導入と相まちまして農業構造改善をはかつていかなければならぬということとは両方の計画と同じでございますが、三号、四号にございますように、若干両方の計画の特色を出しておるわけでございます。

なお、予算面につきまして農林省と通産省に予算を分割して計上しておるわけでございます。これはあるいは言い方がおかしいかも知りませんが、この法律が農林、通産、労働三省共管でありますので、仲よくやっていく一つの証拠というふうにお受け取りいただければ幸いだと思うわけでございます。

な、自分の町や村の中に建たなければならぬといふ必要が必ずしもないということでもあります。すなわち、道路がよくて、また便利に通勤できる交通手段さえ整備されておるならば、かなりの遠距離でもよろしい。とにかくあまり長時間を要せず、通勤に無理がかからない範囲で在宅通勤ができる、こういうことであればいいのではないかと、いふふうに思うわけがあります。むしろ村のりつ

に構造改善事業を押しつけるというふうなことにないように、できるだけひとつ実情に即して弾力的な法律の運用と行政施策をはかっていくべきであらう、かように思うわけですが、こういった点について政府の御意見を承りたいと思います。

○倉石國務大臣 別冊さん御指摘の点はいへん。大事なことだと思っております。私どもが美しい自然環境をどのようにして守りつつ、工業の地方分散をいたし得るかということは、一番大事なポイントではないかと思っております。ただいまお話のございましたような御趣旨を十分考えながら計画を立ててまいりたい、こう思っております。

○別川委員　まだ、だいぶ質問があるわけですが、大臣の御都合もあるようでございますので、残った部分は後ほどまた時間を与えていただいて、再質問させていただきたいと思うわけですが、最後に私は農林大臣に一つ御要望申し上げたいと思います。

農村地域へ工業の導入を積極的かつ計画的に促進するということにつきましては、各界からも非常に要望されておるところでございますし、これが法制化は産業政策といたしまして、また地域社会の発展策といたしまして好ましいことであると思ひます。したがって私は基本的にはこの法律案には賛成でございます。いや、むしろこの法律の制定は、いまから十年前にできておるべきであつた、かように思うくらいでございます。しかしながらいままでの農村地域への工業導入の経緯を振り返つてみますと、まず、いい点といたしましては、農業及び農村にとりまして就業の機会が与えられた。農業のみで生活できない人たちに農家所得の増大をもたらすという点。また第二には出かせぎの減少がこれではかれるということ。また第三には人口の流出が減少いたしましたして、過疎化の齒どめになつた、こういうふうなメリットというものをもたらしたことは事実でございます。し

かしなから同時に他面におきましては工業への就業ということが必ずしも離農と直結しなかった。また農地の流動化あるいは経営規模の拡大につながらなかったという事実がございます。また第二には排水の汚染とか、あるいはばい煙などという公害の発生あるいは地価の高騰によりまして農業の生産条件に悪影響を与えたということもあります。また第三にはスプロール現象が起きまして、

そのために農地の集団化が妨げられたり、あるいは農業生産の効率化が阻害されたという点もございいます。また騒音、悪臭などによりまして、いわゆる生産環境と申しますか生活環境の悪化しておるといふこと。また主婦の兼職等の増加によりまして子弟の教育がおろそかにされる、農村にもいわゆるかぎっ子というふうな現象が出ておる。こういうことで農村の生活環境が非常に悪化してきたといふこともございいます。また農業の将来をにならうべきいわゆる若年層を中心とした転職が行なわれてまいりましたために、いわゆる営農の意欲が喪失をいたしまして、ひいては農業の衰退ムードといふものが惹起された、こういうふうなまことに好ましくない問題を招来した事例も少なくない状態で、忘れてはならないと思うわけでございいます。ともあれ本法案が総合農政の重要な柱として推進される以上、農業側としては、その運用にあたって過去の農村地域への工業導入に伴って発生をいたしました公害等、農業及び農村にとって好ましくない問題の発生を最小限に食いとめていただく。また農業及び農村が本制度の推進を通じてその実現を期待をいたしております。農業構造の改善と農家所得の確保が十分にはかられるように、ひとつ十分な御留意をさせていただいて、努力をしていただきたいと思うわけでございます。最後に、この点についての大臣のひとつ御所見をお願いいたします。

○倉石国務大臣　たいへん有益なお話をいただきまして、私どもも実はこの法律立案にあたりまして、ただいま御指摘のようなことを念頭に置きつつ考えたわけであります。本法実施の場合には、

そういう点について十分慎重に対処してまいりたいと思っております。

○別川委員 時間の都合でこれで終わります。

○草野委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 大臣の時間の関係があるようでありますので、農林大臣に御質問いたしたい事項を重点的にまずお尋ねをいたしたいと思ひます。

農村地域に工業を導入するという法案は、私は日本の農政の歴史の中ではある意味ではきわめて画期的な内容を持った立法であると思ひます。法案の内容そのものは、各省間の調整その他計画的なもので、不明確な面もたくさんあるわけでありまうけれども、ともかくこれまでタブーだとされておった農政の中に他産業の要素を多分に組み入れてくるということ、このことから起きてくるいろいろな問題をどう処理していくかということ、今後の日本の農政にとってはきわめて重大な問題であると思ひます。ところが、そういう前提に立ちまして、特に本法の第一条に、「農業と工業との均衡ある発展を図る」のだ、こういうことが見られます。これは農業基本法以来一貫して自民党農政が掲げてきたことでありますけれども、現実には「農業と工業との均衡ある発展」というものが、この法案程度でもってはいさしてできるのかどうか私どもは疑問に思わざるを得ないわけでありまう。

本来資本主義の社会においては第一次産業としての農業が工業にだんだん追いやられていくというの、これは歴史的な法則であります。生産性の問題、生産力の問題、経済成長率の問題、何をともて工業が農村あるいは農業というものを排除していく、これが原則であるわけでありまうので、そういう原則を見きわめながら、この法案の中でいかに非常に劣弱な農業というものが工業と均衡ある発展をするような歯止め措置が一体どれだけ出てくるかというのを私どもは問題にしなければならぬのであります。大臣はこの法案でもって農工の均衡ある発展がやれる、こ

ういうふうにお考えになるのかどうか、まず最初に御質問しておきたいと思ひます。

○倉石国務大臣 いま田中さんお話のございましたように、これを自由に放置しておけば、だんだんいわゆる経済合理主義で、優勝劣敗というふうなものはいろいろな産業の面に起きてくるかも知れません。御存じのように、十年前にわれわれが農業基本法を制定いたしました当時も、やはり将来のいろいろなことを展望いたしまして、地方の農村に工業を持ってくるということもすでに基本法でもうたつておることは御存じのとおりであります。私どもはいま先ほど別川さんにお答えいたしましたように、わが国が比較的高度の経済成長を遂げてまいりますのをこのままに放置しておきますならば、やはり交通のいままで比較的利益な地域であったとか、平たんであったとかいうふうな地域にどうしても新しい産業がどんどん立てられ、そして人口もそういうところに集中する傾向が出てまいります。全体から考えてみて私どもは、やはり農村地帯がいよいよ過疎地帯になつてまいります傾向というものは、放置すればさういふふうになつていくのでありまう。そこで、先ほど申し上げましたように、できるだけ産業を平均化して国内に分布していくことが必要であります。また農業基本法が志向いたしております自立経営農家を育成していくという考え方に立つて農業を近代化してまいりますと、そこでだんだん労働力というものが農村では余つてまいります。いままで日本の産業が展開いたした中に大きな一つの役割を果してつとめておったところのものは、やはり私どもの農業から、農村地帯から労働力をかなり供出したしておることでありまう。

したがって、そういうものをやはり農村自体で雇用機会を拡大していくことができないであらうか、同時に公害を伴わないような産業をやはり地方に分散してまいり、そしてそこにある労働力、水等を活用することによって農家の余った労働力の所得をふやしていくことができないであらうか。いろいろそういうことを考えてみますとい

うと、やはり私どもは、もちろん注意しながら進めなければならぬが、工業と農業の発展の調和をはかつてまいり、そういうようなことを本法でもうすいぶん気を使ひまして、果当局に計画を立てさせ、町村長に計画を立てさせる段階においても、いま申し上げましたようなことを主として念頭に置きつつ調和のある相互の発展を期待いたしてまいりようにいたしたい、こういうことでやります。

○田中(恒)委員 いま別川委員の兼業農家対策についての御質問の中にも、大臣の御答弁にもありましたが、これは好むと好まざるにかかわらず、こりいう法案その他一連の総合農政を契機として、私はわが国の農家の経営構造の中に兼業農家というものがだんだんふえてくると思ひます。したがって、兼業農家対策というものをとらざるを得ない。いま大臣は兼業所得と農業所得を合わせて所得均衡をはかるのだ、こりいう御答弁をせられたわけでありまうが、この答弁はこの法案に關係してせられたわけでありまうけれども、私はやはり農政の、今後の農家の所得を拡大させる非常に重要なポイントとして、この問題が非常に大きくさまざまな施策の中に反映してくるのじゃないかと思ひます。その点はどうか、兼業と農業との所得、この二つを合わせて農家所得、この農家所得をもつて他産業との所得均衡をはかるのだ、こりいう方向に農政の方向づけがこれから出てくる、こりいうふうに理解してよろしいでしょうか。

○倉石国務大臣 私のことは足りなかつたかも知れませんが、基本法が志向いたしておりますように、われわれは一生懸命で自立経営農家を育成してまいりたい。先ほど別川さんのお話の中にもございましたけれども、われわれは一応その目標を四ないし五ヘクタールくらいな規模に造成いたしてまいりたい。しかし、これはさうなりまして、ヨーロッパやアメリカの平均とは非常にまだ小さいわけでありまうが、しかしながらやはり農業全体というものを考えてみまして、ある程度の

国際競争力を維持してまいりためには、規模拡大を考へてまいらなければならぬ。したがって、いわゆる総合農政でわれわれが進めております目標は、いま申し上げましたように、自立経営農家の育成にある。しかしながら現状を察しに観察いたしますと、しばしばお話の出でおりますように、当分長い間わが国にはかなりの数の兼業農家の継続することを無視するわけにはいきません。こりいうことで、その兼業の所得をもやはり増加いたしてまいりようにはしなければならぬ。しかし、雇用機会の拡大もしなければならぬ。しかし、農政としてはやはり規模拡大をはかり、自立経営農家を育成し、農業を自己体として他産業と比較して劣らないようになりつばな体質の農業を育成していくことは、これが第一の眼目であることは申すまでもないことであります。

○田中(恒)委員 しかし、実際には目標はいつも掲げられるわけでありまうけれども、もうこの十年來の日本の農業の流れを見ましたら、目標はいつまでもあがりつばなでありまして、目標に接近する動きというものは出てきていないわけでありまう。逆にやはり兼業農家が拡大して兼業対策を講じなければいけないということ、こりいう非常に思い切つた法案の準備までしなければいけない、こりいうことに追い込まれてきていると思ひます。こりいうことが中心でありますから、農民の暮らしをよくするのでありますから、何も農業収入だけでなくともいいじゃないかという議論もあるわけでありまう。しかし国全体の食糧生産という重要な課題に對する農政の方向というものがこりうもはつきりしなくて行つたり来たりしておる、こりう感じが非常に強くなつてまいりました。したがって、工業を入れたら、こりう要望があることはわれわれも承知をいたしておりますが、しかしそのことが今日の農政の姿勢の中から出てくるものと、たいへんこんがらがつて、初めねらつたものと違つたような結果になつて、結局地域の農業あるいは日本全体の農政というものの

が何か目標を全く見失つてしまふ、こういう危険を非常に強く感じます。特に農地の荒廃の問題、地価の問題、公害の問題並びに兼業化、こういったような問題が今後急速に進展するのではないかと、こういうことがこの法案をめぐって最も憂慮をされておられるわけでありまして、この際局長にお尋ねをいたしますが、農地、土地と水と労働力と、それがこの法案のこれからの動きの中でどの程度想定をされているのか、ちよつとわかつておりましたらお知らせをしていただきたいと思います。

○中野政府委員 将来の見込みでございまして、非常に検討がむずかしいわけでございまして、非常に大ざっぱなことを申し上げて恐縮でございまして、国がこの法律に基づきまして工業導入の基本方針を定めるといふことでございまして、またこれによりまして、正式にそういうことにしたということではございせんけれども、一応われわれ將來いろいろ事態がかわつてまいりますことを頭に置きまして五年くらいの計画を立てたらどうかというのを考えております。そうしますと、四十六年度の予算では県の計画が四十二地区、それから町村の計画が百五十地区ということになっております。これを五十年程度でやりますと、年に大体三千ヘクタールくらいの工業用地が要るのではないかと推定をしております。

そうしますと、農村工業導入地域に必要な用地面積というのは五年間で一万五千ヘクタール程度というふうに見込まれます。それについての水の問題でございまして、これはちよつと私いま算定基礎を——あるいは後はど詳しく申し上げてもいいかと思ひますが、大体現在の農業用水の問題との関連で考えますと、あるいは地域によつては非常に調整を要するということもありますが、場合によつては水田が畑への転換をするということでも余つてくるということもございまして、臨海工業地帯のように大きく水が要るということでもございませぬので、何とかするのではないかと、いろいろに思つております。

それから労働力の問題になりますと非常に推定がむずかしいわけでございましてけれども、ただいまのところたしか一ヘクタール当たりの工場用地についての労働力の数というのが六、七十人ということになっていふようでございまして、先ほど申し上げました面積に単純にかけてみますと、年二十万人、五年間で百万人程度ではないかという推測もしておられるわけでございまして、最初に申し上げましたように、まだ確たる計画というところまでいっておりませんけれども、この法律が成立いたしますれば、関係各省と十分相談をいたしまして、国の方針を立てたいと考えております。

○田中(恒)委員 これに要する必要資金はどの程度ですか。

○中野政府委員 必要資金の推定までするのは非常にむずかしいわけでございまして、これもお断わりしておりますように一応の試算でございましてけれども、ただいま申し上げたスケールで五年間考えますと、用地造成で約四千数百億円、設備資金で二兆四千億程度、それに伴ひましてその程度の運転資金が要するというふうに考えております。

○田中(恒)委員 これは計画でありますから実際どうなるかということでありまして、しかも、さきさき通産局のほうですか、工場用地一万ヘクタール、そのうち五〇％、六〇％が農村地域へ工業進出ということですから、大体これの半分くらいがこの法案によつて処理される、こういうことにならうかと思ひます、農村地域に工業が入つていく中心的な役割を果たすということになつてくるのではないかと、こういうふうに思ひます。

あと労働力、資金の問題については各項目ごとにお尋ねをいたしますが、やはり農村に工業が入つていくということによつて、確かに兼業の機会は増大するでしょうし、それに伴つて兼業所得というものが道が開かれていくという点は私も認めるわけですが、さつき申し上げましたように、それに伴つてやはり公害の問題あるいは工場用地の買収に伴う周辺農地地価の騰貴の問題、このことによつて農地の規模拡大というものがむしろ阻害されはしないか。そして兼業化が進行をして、農業生産に対する意欲が失われていきやしないか、こういう点も反面、やはり工場の進出に伴つて当然配慮しなければいけない点だと思ひます。こういう点については、本法の中で具体的にどういう処置がなされるようとしておられるのか、その点をまず明らかにしていただきたいと思います。

○中野政府委員 第一点の公害の問題でございまして、これにつきましては国として当然基本方針を立てました場合に、公害防止についてのいろいろな留意事項は基本方針の中に入れることは当然でございまして、この法案にもございまして、第四條の県が立てます基本計画におきまして第八号に「農村地域への工業の導入に伴う公害の防止に関する事項」というのがございまして、これについてはそれぞれの県におきまして、できるだけ具体的防止に關する事項を定めたいと思つております。ただそれよりももう少し具体的に、なす実施計画がございまして、これも第五條の九号にございまして、それぞれの実施計画を立てます導入地区について、導入される業種について必要な公害防止の事項は定める。そういう事項が定められまふと、この実施計画がでまふが、なすといふことになつたといふことをおるわけでございます。

それから第二点の規模拡大との関係でございまして、確かにただいままでの工業導入に伴ひまして、町村の誘致といふことで、兼業農家がふえるだけで規模拡大に結びつかなかつたという点が非常に多かったわけでございまして、今回の法案はその点にも非常な反省を加へまして、実施計画を立てます場合に、工業の導入とそれに伴ひまして周辺の農家が工業に就業するしかた、と同時に工場導入に伴ひまして、あわせて農業構造改善の具体的な計画を立てるといふことになつておるわけでございます。

それからなおそれに伴ひまして、この工場用地の造成につきましては、従来は買収ということが非常に多かったわけでございまして、今回の土地改良法の改正が成立いたしますれば、各農家が常識的に持ち寄るということになるわけでございまして、法律的には創設換地あるいは異種目換地といふことで、工場用地に提供したい農家と、それから将来農業としてやつていきたい農家との土地の、いわばそういうことをまとめた換地処分をやりまして、工場用地に農家の土地を提供しましてその工場を動かす。残つた別の農家は規模拡大をしてやつていくということで今回試みておるわけでございます。これは実際問題として土地問題でございまして、非常にむずかしいかと思ひますけれども、この法案が成立いたしますれば、その実施計画の段階で農地局の基盤整備の予算もこのために特別にすてつてございまして、順次そういうことをこの実施計画に織り込みまして、具体的な規模拡大にも資するような方向を考えているわけでございまして、

なおつけ加へますれば、地価問題との関係もございまして、いまの創設換地等も地価問題に役立つかと思ひますが、もう一つは異種目換地にやりました、非農地のところへ農家の土地を集めた場合は、それを賃貸をするということも考えられるわけでございまして、いろいろ新しい試みをやつてみたいと考えているわけでございまして。

○田中(恒)委員 公害の問題で多少お聞きをいたしますが、開発銀行が四十四年の八月に東京、大阪、名古屋、この市街地に工場を有する企業約千六十三企業に調査をやつておりますが、その調査報告を見ますと、六四、五％が工場の地方分散をしたい、こういうふうにいふところが多い。その理由は、やはり公害問題といふのが一番多い、二・六％、あと高地価、過密問題、これが二・四％、労働力不足が一・三％。大体公害と地価と労働力、この三つが企業側における工場の地方分散のねらいだと思ひます。したがつて、こういう問題を解決するためにやはり農村に入つ

てくると思うのですが、特に公害の問題は、やはり公害を農村に持ってこられる、こういうことに一応常識的にはなると思っています。したがって、公害を起こさせない、こういう処置が必要になってくるわけですが、第四条、第五条で公害防止に関する事項をきめなければいけないということになっておるのでありますが、この公害防止事項というのは具体的にどういうことをきめさせるということでありませうか。その行政指導方針として何かお持ちになっておられると思いますので、具体的に一体どういうような内容のものを入れるのだというところを、わかっていると思っております。

○両角政府委員 農村地域に企業の導入をはかりますにあたりまして、ただいま御指摘のように公害のない進出をはかるということにつきましては通産省といしましては細心の注意を払ってまいりたいと考えております。

そもそも進出企業というものは全般的に申しまして、いわゆる内陸型の産業に属するものが大部分でございますので、本来臨海型の産業と比較いたしますと内陸型の産業というものはどちらかといえば公害発生の危険度が低いわけでありまして、しかしそれにいたしまして、かりに農村地域に進出をいたしました騒音の公害でありますとかあるいは排水の公害といったようなものを惹起いたしますことは厳にこれを予防し、かつ対策を講じていかなければならないところでございます。したがって、ただいま御指摘のように実施計画におきまして公害防止に関する事項を定めるといことは、何よりもその前提におきまして公害を発生しない業種というものの選定あるいは公害を発生しないような設備というものを十分に完備した企業というものの誘致、そういう点にそもそも前提の重点を置きたいと考えておりますが、なおかつそのような企業の計画におきまして、かりに排水あるいは騒音といった面で公害のおそれがあるといったような場合につきましては、排水の処理施設でありますとか騒音の防止施設といったようなものを実施計画の中で厳重に要

請をいたしましたして、またそれに対応する企業の計画というものについても強力な指導を行なうてまいりたいと考えております。

○田中(恒)委員 内陸型の工業はあまり公害が一般的にはないといわれておりますけれども、実際は農村へ入ってきまると、やはり河川等の魚がだんだん少なくなっていくとかいう声が非常に強いわけですね。いろいろあちこち聞くわけですが、これまでの公害対策というものは、過般の臨時国会で公害立法が一応整備されたわけでありませうけれども、主として大気汚染、水質汚濁、まあ大都市あるいはいまいわれた臨海工業地帯等公害の発生しておる地域の公害を防止をしていく、こういう前提に立つての公害立法の内容が組み立てられておる。今回ここでわれわれが問題にしなければいけないのは、これまでほとんどきれいな水と空気と公害ということを全然感ぜなかつた地域に工場が入ってくることによって新しく公害がつくられていく、こういう新しい政策という観点に立つて公害防止事項というものは整備をされないと、いままでの東京とか大阪、そういうところの公害条件と農村の公害条件が全然違いうわけでありませうから、防止事項に規制されておる内容というものは、そういう要素で立てられていかなければいけないと思っております。この点について公害対策本部のほう——近く環境庁としてこれらの問題を専門的に取り扱うわけでありませうが、農村に新しく企業が入っていくことに伴って起きる公害、こういうものに対する防止措置は一体どういう点を考えなければいけないのか、こういう新しい政策課題に対する公害対策というものは一体どういうことを考えておられるか、この点を明らかにしておいていただきたいと思っております。

○遠藤説明員 お答え申し上げます。

先ほど先生お話しございました公害防止立法が大都市の公害を平定したものであるというふうな御指摘がございました。これは改正前の大気汚染防

止法でございますとか水質関係の法律におきましては確かにそうであったわけでございますけれども、先般の改正によりまして、汚染地域といいますが、特別の指定地域というものを撤廃いたしましたので、すべての基準なり公害防止対策の適用というものを日本全国に直しましたわけでございます。これは当然農村でございませうと何でございませうと、そういうところは全部入るといふことになりましたのでございませう。ただ先生御指摘のとおり、私も環境保護なり公害防止という立場に立つても見ます場合に、確かに公害の分散というところになりましてはせっかくいい環境にございませう農村にとって非常に重要なことになりませう。そういう点につきましては十分の注意をしておきたいと思っております。

それで先ほど農政局長からお答えがございましたように、この基本計画あるいは基本方針の指示とか基本計画あるいは実施計画の策定というときにあたりまして、いま出しております法律が通るといふことになりませうと、七月に環境庁が設置されまして、その計画につきまして主務大臣から御協議をいただくことになりませうので、そこで厳重なチェックをいたしてまいりたいと思っております。チェックの方法と申しますのは、先ほど申しましたように地域を撤廃いたしましたので、国全体によりましては規制基準をこしらえるわけでありませうが、その環境基準につきましては、これも先般の改正によりまして、都道府県知事が自分が必要と認める場合につきましては、望ましい環境というところでさらに上乗せいたしました国よりもきびしい環境基準をさらにつけ加えてやることもできるようなっております。そういう点を加えまして、その基準に合いますような規制基準というものを、先ほど問題になっておりました工業の導入の場合のチェックの要点として見ることにまいりたいと思っております。そういう関係でやっております。またそういう点

が、先般といいますが、今度の新全線の中にも盛り込まれておまして、立地とかその他の場合につきましても公害の防止ということも十分考へるということになりまして、また——通産省おいでになります、通産省関係といしましてもそれを受けまして、立地その他未然防止に關します予算を大幅に増額しておられるようでございます。そういう点を総合いたしまして、私どももいたしましては、調整しつつ、監視をしておきたいと思っております。

○田中(恒)委員 農村における公害の問題は、住民の健康の問題だけではなくて、生産が食物でありますから、その食物が汚染された場合に及ぼす影響というのは非常に大きなものがあるわけでありませうから、私どもは、むしろ公害企業と目されるようなものはやっぱりこの対象からははずしていただく、入れさせない、こういう程度の姿勢が必要である、こういうふうに思っています。さらに見てまいりますと、実施計画の中には、たとえば上下水道、住宅等公害問題にたいへんうらはらの関係にあります環境整備計画というものが載せられていないわけでございます。まず水、排水、あるいは土壌、空気、大気、こういうものに対する規制、防止程度にとどまるのではないかと、こういうふうな思っておるわけでありませうが、やはりこの際上下水道なり住宅環境を含めたものが公害防止事項の中に入らなければいけない、こういうふうな思っておるわけでありませうが、この点についてはいかがでしょうか。

○中野政府委員 ただいまの点ですが、工場の導入に直接伴う排水その他の施設につきましては、同時に計画を立てるわけでございますが、なおいま仰せのような、それに伴います周辺の環境整備、上下水道あるいは道路等の問題につきましては、具体的な実施計画の際に必要があれば、この実施計画の中にございませう十号の「その他必要な事項」で、できるだけ入れられたいと思っております。そういう関連的な施設の整備もあわせてできるも

のはやるような計画にいたしたいと考えております。

○田中(恒)委員 それから、先ほど別川さんのほうからも御質問がありました、この対象地域であります。これは御答弁もあつたわけでありまして、新産と工特については都市計画のある分については除く、こういうことでありますが、しかしこの都市計画というものは前の都市計画法のとくに立てられたものが非常に多いと思つておる。そして工業がその計画に基づいて進められておるからということですが、地図を見ますと、新産都市にいたしまして、工特にいたしまして、それから首都圏にいたしまして、非常に離れたところに地域が分布しておるわけですね。したがって、いままでも農村に工場の地方分散ということ、新産都市なり工業特別地域法なり臨海工業なりいろいろな方法がとられてきた。それはいまも御説明があつたように、大体太平洋ベルト地帯の新幹線ルートに集中してきたということで、指定はしてきたけれども、相当遠隔な土地は、範囲にはなつておるけれども、計画はできても工業は入つてこない、こういう状態があつたと思つておる。したがって、その反省の上に立つて、この法案が農村地域という限定の上に立つてつくられたと私は思ふのです。そうすれば、計画はあつても、これまでも何年か企業誘致がなされてないものでありますから、むしろそのやり方にいろいろ問題があつたと思つておる。これはやはり通産省のお考えになつておる拠点開発方式で、相当大型なもの、こういうものはなかなか、そういう地域は無理だということが残されてきておると思つて、この際やはり新産とか工特で実質的にむずかしくて、むしろ農村地域のこの法律に該当したほうがよろしいというものはこちらのほうに含ませるべきだ、こういうふうには私は思ふのです。この点は通産と農林との話し合いの中でこういうことになつたと思ひますが、やはり農村地域工業導入促進法に基づいたほうが有効であるという判断の立つ地域はこれの該当にしていける、こういう

ことのはより効果的じゃないか、こういうふうには思ふのですが、いかがなものでしょうか。

いふ緩和されておりますから、これはどういふうな取り扱ひ方をするのか、原則としてはできないということになつておると思ふので、農振地域というところになつておるわけですから、農振地域のどういふ地域が工業の立地条件に合つていくのか、この点はどういふものでしょうか。

律上に根拠が明らかにされてないわけでありまして、私はこの問題で本会議でも質問をいたしました。農林大臣は部落座談会等をやつて皆さんの意見を聞いてやるのだ、十分そういう措置はとるものではないかとありますけれども、その程度市町村におきましては、関係住民であります。あるいは関係市町村、あるいは関係あるいは関係諸機関との間にどのような地域の実態を反映させる方法を講じていくかということを考えていかなければいけないと思つておる。具体的に

○中野政府委員 先ほど別川先生の御質問にもそういうことがあつたわけですが、ただいま御指摘のように、どつちが便利かというだけのものを判断するということになりますと、なかなかむずかしいわけではございません。

そこで、新産都市あるいは工業整備促進法の所管官庁は企画庁でございます。通産省、農林省、企画庁ともども相談をいたしまして、やはり一応地域分けをしたほうがいいのじゃないかというところになつたわけでありまして、その場合に、先ほど御指摘がありましたように、新産都市等は非常に広範囲にわたつておりますので、全部が全部新産都市の計画でなく工業が入るということではないのであります。そこで、都市計画のあるところにつきましては新産の計画を重点的にやつていただき、新産の地域内でも都市計画のないところでは農村工業の導入をやつていくというふうに一応結論づけておるわけでございますが、なお事態の推移を見た上でその辺の調整は、あとでやる必要がある時期があるいは来るかしらんというふう

に考えておるわけでございます。

○田中(恒)委員 農振地域の中の農用地区域については、原則として立地条件としては考えないというところで、そこで四十六年度に四十二県と百五十市町村、いま局長言われたわけですが、この予算があるわけですが、この対象地域は五年度度というところで見ているのですか。

○中野政府委員 私申し上げましたのは、四十六年度に県の計画は四十二、それから町村の計画が百五十というところを申し上げたわけでございます。四十七年以降をどうしますか、これは予算の問題でございますが、できるだけ拡大をしたいと考えておるわけでございます。

○田中(恒)委員 次に計画であります。これは、国が基本方針、県が基本計画、市町村が実施計画というところになつておるのであります。この基本計画を策定するにあつて、住民の意思反映をいかなる方法でやつていくのかということが、法

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民衆を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

○中野政府委員 民意を反映する方法でございますが、国の段階におきましては三省共管で農林省、通産省、農林省の三府省で、今度の農村工業導入に關しますいろいろな御審議もいただいたわけでございますが、それと同時に農林省におきましては、農政審議会からも兼業対策あるいは離農対策等を含めまして農村工業導入をはかるべきだという御答申もいただいております。そういうような関係があら

見を拝読すれば、かなり民意が反映されるのではないかと考えております。

それから、なおこれは通産省からお答えがあるかと思いますが、通産省のほうでも産業構造審議会等をお持ちでございます。当然そこにもおはかりになるのではないかと。また労働省にもそれぞれ機関があるのではないかと。もう一度に考えております。

県の段階におきましては、地方審議会、当初要綱の段階ではこれを必ず置くかといういろいろ考えたわけでございますが、自治省を交えて政府側に相談をいたしましたところ、すでに地方開発審議会というのがあるので置かれております。そこへまた別のものを置くというよりは、行政簡素化の観点から非常に要すのではないかと、その辺は県等の自主的判断にまかしたほうがいいのではないかと。ということで法文から削除したわけでございますが、予算的には約一千九十六万円の予算を組みまして、地方審議会あるいは地方協議会あるいは地方開発審議会の部会ということで審議会がやれるように手当てをしておるわけでございます。

それから町村の段階におきましても、町村に審議会が置けるような予算措置を講じておるわけでございます。

なお、実施計画の段階では、大臣も御答弁になりましたように、部落座談会等開きまして、十分民意を反映させるような予算的措置も講じておるわけでございます。

○田中(恒)委員 三省共管の離農田消化協議会でやられるように聞こえる御答弁があったわけでありましたが、そういたしますと、この法案は離農させていく、これは離農も内容の一部にはあるわけですが、これでも、離農させていくためにつくられた三省間の協議会で工業の事項をやられるので、そうすると、ねらいはあれですか、農家に農業をやめさせていく、そういうところにねらいを置いたというふうなこの法案全体を理解してよろしいですか。そういうふうな感じられますよ。

○中野政府委員 ただいまの問題についてでございますが、実はこの農村工業の問題が始まります前からその協議会がございまして、当時農林年金の問題があり、その他離農の問題が取り上げられた場合に、いろいろ三省間で相談をしましていうような、それから農工一体の問題等もあったわけでございます。いまその名前がついておるわけでございますが、実はことしの予算の段階でも、その協議会にも農村工業のいろいろなことをおはかりするということになれば名前を変えてやるうではないかと。もう一度考えたわけでございます。まだ充足して間もありませんので、一応そういう名前をつけておるわけでございますが、決して農家を追い出すための協議会で農村工業をやるといふ、そういう趣旨ではございません。

○田中(恒)委員 そういう趣旨ではなくても、そういうところで検討せられて今後の三省共管の審議会的なものを置いて、意見はいろいろところで聞かれるというところ、どうもやっぱりそのところが最大のねらいのような感じがしてならないのです。しかも、名前を変えられましても、委員もかわるでしょうけれども、やはりこの法律は農政の最大の一つの大きな問題を持つておるのであります。離農も確かに一つの内容でしょう。われわれが見たつてねらいはその辺にあるというところはわかります。しかしそれだけで事は済むものではない内容を含んでおるわけでありまして、それから、日本の総理大臣の諮問機関である農政審議会、専門部会等が労働関係、通産関係、農林関係、さまざまな委員の人を御委嘱になって専門的に検討して、やはりその意見を聞いていく、こういう姿勢がないと、農政審議会そのものにもわれわれは若干の注文がありますけれども、しかしやはりそのところからいまだのものを持たない、いままでの離農田消化協議会を改組をしてやっていくというふうなことが、どうも私は中央の基本方針というものがどういふふうに出てくるのか、たいへん不安に思われるわけでありまして、この点はひとつはつきり何わしていただかなければいけない、こういうふうに思っています。

それから問題は市町村であります。市町村の段階でどういふふうな民意を聞いていくかということとあります。この問題は部落座談会の予算もとられておるわけですが、そういう問題でなく、これは市町村段階で関係農家の代表、あるいは関係地場産業というふうなものも出すに必要です。こういうものとの競合関係も出てきます。土地改良区等の代表もいるでしょう。農業共済という団体関係もいるでしょう。あるいは貸金等の問題が、何といたって農政サイドで見れば、これは労働条件の問題がいろいろ企業誘致をめぐって一番大きな問題になるわけです。したがってそういう関係の代表等を入れて、地域の中でやり間違ったない審議会というものがつくられなければ、上のほうで幾らつばな学者や団体の代表者が言ってもほんとうの民意というものは生かされないと。思っています。だからそこをどうに焦点を置いた民意を聞く体制が必要だ、こういうふうに思っているのですが、これはどうですか。大臣がおいでになりますので、政務次官、思い切ったことをひとつ言うてくださいます。

○渡辺政府委員 最初に田中さんのお話の中で、これは離農を促進するのとかいうような意味の御発言がありました。御承知のとおり何でこの法案をつくるかというのを考えていただければおのずから答えになると思います。あと五年もすれば国民所得を倍にしようということですが、それからといって農産物価格を倍にして、農家所得をそれとバランスをとらせようというわけにはまいりません。したがってどうしても農村の近代化が必要である。近代化をするということは、言うならば過疎化をするということと結果的に同じになることもあり得るわけでありまして、そういうことは困るわけであって、やはり農村近代化をすることは、農村の就労人口を少なくするというものであります。したがってその人が村にいないかあるいは都市に集中するか、どっちがいいのかと

いうことで、この法案の考え方は、近代化されて浮いた余剰労働力が村から去らないようにしようではないか、そのためには近郊の地帯あるいはその村に適當な工場を誘致をして、浮いた労働力を吸収をして、農業所得といわゆる農外所得とを合わせてその村のあるいはその農家の所得を向上させよう、こういうことなのであります。したがってこれらの全体の問題について農政審議会にかけろというふうな御意見はわかりますが、しかし今度は一一つの具体的な、どこにどういふ工場を誘致するかというふうな問題になりますと、私は農政審議会にかけることが適當であるかどうか、実は疑問を持つておるわけでありまして、現在この一つ一つの実施計画あるいは基本計画というよりなものにつまましては、それぞれの県で適當な諮問機関を設けて決定することになろう、かように思っています。

○田中(恒)委員 農政審議会にかけろのは、どこかの企業をどこかの地域へ入れるというふうなことを農政審議会にかけろべきでもありませんよ。基本方針なんです、農村に工業を入れるにあたって基本たるべき事項——大体日本の農地をどのようにして、労働力を幾らにし、必要資金が幾らになり、就業構造がどうなっていくか、こういう問題は農政の基本事項でしょう。この問題が出てくるわけですよ。これは農政審議会は農林大臣の諮問機関ではないでしよう。内閣総理大臣の諮問機関ですから、これは最高の権威のあるものでありますから、これを総理直轄でありますから、総理大臣の直轄の審議会がやるのが当然だ、私はこういうふうに思っています。

【委員長退席、三ツ林委員長代理着席】
特に後段は、末端においていわれるどの地域へ工場を入れていくかということについては、地域住民とのいろいろなトラブルが起きないように、ちゃんとした権威のある審議会的なものを置く必要がある、こういうふうに申しているわけであり

法律の論議をおして焦点にしたいと思っておるの、所管は通産、農林、労働三省でありますけれども、関係する省は、建設省もありますし自治省もありますし経済企画庁もありますし総理府もありますし、まことにたくさんであります。したがって、この法案の策定の過程においても、いろいろな各省間のセクトといふかなわ張りといふかそういうものがあつて、ごちゃごちゃしながらあまりぶつからないような調子でこれができておるといふ過程があつたと思うのですが、これが今後実施段階においても出てくるということをわれわれは一番おそれなければいけない、こういうふうに思うのです。特に拠点開発方式、これは通産省所管であります。そして町村方式といふか、市町村に企業を持つていくといふのは農林省、この二つの方式がとられるわけですが、拠点開発の規模、基準、職種、こういうものは一体どういふものになるのか、あるいは市町村単位といふのは一体どれだけの規模で、どういふようなところをねらいにしていくなのか。法律を見ますと、県の実施計画といふのは、周辺農村への導入促進といふところがねらいになつて、政令で定める基準、こういうことになつておるのです。これは県がやるいゝわゆる拠点開発方式です。町村がやるのは農地保有合理化といふものをねらう、こういうふうにいふておるわけです。これは農政サイドといふものは企業誘致が前提になつておる。通産の場合は、企業が入つていく立地条件、そしてそれが周辺に対して及ぼしていく、こういうところがねらいになつておるのです。ところが拠点開発方式で拠点が設けられて、その拠点到達をしようとするのは市町村単位といふ形で周辺にばらまかれていく、こういう関係が出てくるのか、拠点開発といふものは一体どういふような規模のものを想定をしておるのか、町村の場合、ちよつとこまかくなつておるのか、それはどの程度の基準

○両角政府委員 拠点開発地域につきましては、先ほども御答弁がございましたように、大体二十ヘクタール以上の規模のものを想定をいたしておりますけれども、拠点地域と申しますのは、いわば土地の先行造成から始まりまして、企業の誘致もしくは工場の配置といったようなものを計画的に推進をしていきたいというところに一つの意味があるわけでございますして、必ずしもそれがすべて親企業であって、その周辺の市町村に下請企業がばらまかれるといった関係を想定しているわけではございません。いわゆる計画的に団地の中に優秀な企業が配置されるように、これを推進する基盤として、拠点的な団地の造成をはかっているかというところが主たる眼目でございます。しかしながら拠点地域が一たび設けられましますと、その周辺の市町村におきまして、さらにこれと対応するような工場の立地ということも市町村単位で行なわれることは予想されますけれども、それは今後の実際の企業の立地の成り行きによつてきまつてまいることかと思っております。したがいまして、通産省としましては、拠点の問題は單に中心という意味ではなくして、計画的に公害を出さない、そして地域福祉と両立するような、生活環境を乱さない工場団地の建設を考えておる、こういう趣旨で御理解を賜われたいと存じます。

○中野政府委員 拠点につきまして企業局長のほうから詳しく御答弁があつたと思うのでございますが、町村の場合はただいまの拠点との関連で、こういう小規模な団地なり工場導入ということもあり得るかと思ひます。と同時に、そういう拠点とは関連なしに入ってくる工場もあるのではないかと思います。比較的小さいものだと考えております。ただいままでの実績でありますと、三なり十ヘクタールくらいの団地というのが多いようでございます。

そこで最初にお尋ねがありました都道府県計画

ことかいうことでございますが、その前段とい
たしまして、いずれの実施計画におきまして
も、工場導入と相まって、周辺の農村地域に
おける農業構造改善をはかることが必要であ
るという地域にするという前提は変わって
おりません。県の計画を拠点としたものは、
その特色を出したというふうに先ほども御
答弁申し上げたわけでございしますが、市町
村の場合に農地保有合理化がはかられる
というのを特に書きましたのは、先ほども
申し上げましたけれども、比較的小さな団
地でございますので、基盤整備事業とあ
わせて工場の造成等が創設換地、異種目
換地等であるという特色として出すため
にこういふことにしたわけでござい
ますが、基本的に農業構造改善にも資
するという点については変わっていない
と考えております。

○田中(恒)委員　それでの実施計画、それから
県の基本計画、これは工場の導入がきま
ったときにつくるのか、きまる前につく
るのか。これも県の場合と町村の場合と
違うのではないかと、いうような気もす
るわけですが、これは一体どうなりま
すか。

○中野政府委員　御指摘のように、県
の場合とあるいは町村の場合と様相が若
干違うかと思ひます。県の場合は先ほ
ど企業局長の御答弁のように計画的に
団地造成ということでございますので、
おそらくまず土地を先行取得しまして、
県の公社なり何なりが工業団地をつくり
まして、そこへ優秀な企業を入れていく
ということが中心になろうかと思ひま
す。町村の場合にも小規模な工業団地
をつくる場合もございましょうしある
いは一工場か二工場が町村と、先ほ
ど申し上げましたいろいろな話し合い
の上で、大体こういう工場が入ってくる
というのを前提にしまして計画を立てる
場合が私ばかり多いのではないかと、
いうふうに考えております。

○田中(恒)委員　それからいまお話を
聞くと、面

であります。これはあとで税の問題とか資金の融通の問題とか若干の恩典がありますから、これが一つの単位になっておるようであります。けれどもやはり農村に企業を誘致する場合の一つのねらいは、これにも書いてありますけれども、やはり就業構造ですね。いわゆる雇用労働力をどれだけ吸収してくれるか、この問題がやはり一つの観点でなければならぬと思うのです。だから単に工場の規模が、土地が非常に広いから拠点開発だ、このようなことばかりではなくて、雇用労働力をどれだけその企業が吸収していくか、こういう観点で判断をする必要が、農村に導入する場合の一つの重要な要素だと思ふのです。こういう点をやはり今後十分考えてもらわなければいけないと思います。これはどうでしょう。

○両角政府委員　まことに御指摘のとおりでございます。いまして、導入企業を考えます場合に、なるべくそれが労働集約的な効果を持つような業種もしくは企業を選定していくことは私どもも心がけてまいるべき点であります。特に、単に中高年層者層あるいは婦人労働者といったものだけを雇用するような計画ではなくして、男子の雇用といふものを十分受け入れるに足るような機械産業あるいは電気機械産業といったようなものも今後導入企業として積極的に推進をはかつてまいりたいと考えております。

○田中(恒)委員　自治省にお尋ねをいたしますが、法案の第十条で「工業導入地区のうち政令で定める地区内において」企業に対する減免をやるというふうになっておるのですが、ただしそれにはまた条件がついておまして、後段では「これらの措置が政令で定める場合」という形でまたしほつておるわけですね。「政令で定める地区」でしほつて、さらに政令で定める条件というものがまたあるわけですね。こういう二つのしほり方をしなければならぬ理由はどうなのか。低開発地域

工業開発促進法等においては、関係地域内において減免の処置がとれるということになっておるのです。この法律案の場合は条件を二つ置いておるのですが、その理由は一体何なのか、この際明らかにしておいていただきたいと思うのです。

○近藤説明員 お答えいたします。

前段のほうのしほりは、地区の性格によるしほり方でございます。後段のほうのしほりは個々の企業の規模によるしほりでございます。御承知のように、各種の地域開発立法におきましても後段のしほりを全部置いてあるわけでございす。御質問の趣旨は、この法律案に限って、なぜ前段のしほりを置く必要があるかということであろうと思ひます。

ところで、ただいま出されました低工法あるいは過疎法といったものによりますと、実はその地域は限定されるのでありますが、この法律案のたてまえからいいますと、全国で二千をこえる市町村が対象になり得るという状況でございます。

現実問題としていたしましては、そのうちの幾つか、あるいは幾つかにおいてりっぱな工業団地ができることであらうかと思ひますが、たてまえとしてはそういうふう非常に多く網をかぶせておるわけでございす。地方交付税の性格といたしまして、これは地方団体の共通財源、国庫補助金ではございせんので、やはりその中で特にやうてやる必要がある地区は何かのしほりをかける必要があるんじゃないかというところで、前段の政令を置いたわけでございす。

○田中(恒)委員 たくさんあるからまた特に地区をしぼったということですが、私はやはり普通の低開発や過疎地域の法律と同じような法でやつてもかまわないんじゃないかという気もするのですが、こういう点を重ねて御検討していただきたいと思ひます。

それから金融の関係であります。本法案は工業導入において農協の系統資金を使う、こういうふうな言われておりますが、いま局長にお尋ねをいたしますと、はっきりわかりませんけれども、

大きっぱにいいますと、総額六兆円近い程度の資金が必要だということになっておるわけですが、このうち系統資金は一体どの程度想定し、それから政府資金は、あるいは民間資金も使うだろうと思ひますが、その全体の資金の振り割りはどの程度になりますか。

○中野政府委員 政府資金あるいは民間の都市銀行、それから系統金融をどういふふうに分け振りにするかというところまで実はまだ計画が具体化してありませんので、そういうめどはつけにくいわけでございます。ただ系統金融の面からだけ申し上げますと、最近の金融情勢からいいますと、大体千四、五百億くらい余裕は見られるんじゃないか。それは工業側の希望ということではありませんが、余裕金の面から見ればその程度見られるんじゃないかというふうな推測をしておりますけれども、今後の経済情勢いかんでは変わってくると思ひます。

○田中(恒)委員 それで、政府資金のうちで開発銀行の資金の特利、特ワクというのは、今後この法律案に関して認めていくという考えかどうか。

○両角政府委員 四十六年度につきましては、開発銀行あるいは中小企業金融公庫あるいは北東公庫等から、このような農村地域の工業導入にあたりましての融資を行ないますが、それは地方開発ワクあるいは大都市再開発ワクといったような、それぞれのワクの内数として設定をされておまして、特利、特ワクの形になっておりませんが、しかし今後の推移を考えまして、さらに一そう金融上の利益を与えるように努力したいと思ひます。

○田中(恒)委員 時間が参りましたので、最後に、この法案に関連いたしました、工業導入の関連の農業基盤整備事業費というものが、この約六億五千万計上されておるわけですが、これは土地改良法の改正ともからんでくるのですけれども、企業の導入に伴ってなされる農業基盤整備事業は、大体どういふような要領でどういふ点をねらいにしてやっていくのか、この機会に明らかにしていただきたいと思ひます。

かにしていただきたいと思ひます。

○中野政府委員 六億五千万の工業導入関連の基盤整備事業につきましては、その中身が圃場整備あるいは農道、かんがい、排水事業、いろいろあるかと思ひますが、圃場整備が中心になるのではないかとはいふにわれわれは考えております。その点につきましては土地改良法の改正をお願いしております。その中身によってやっていくことになるわけでございす。そのやり方といたしましては、非常に分散しておる農家の農地を、換地処分を通じて、工業用地に提供する農家の農地を、一カ所に集める。その集め方がまた二種類ありまして、一つは異種目換地といつて、そのもので、所有権を付けたまま工業用地に農家の同意を得てその土地を持つていく、それを工業側に売却するという考え方と、それから同意したもののついでに不換地処分という処分をとりまして、その不換地処分をいたしましたものを土地改良区なりあるいは市町村が取得をいたしまして、それを工業側に売却、その売却した金を清算金として払い、こういう仕組みをいふ土地改良法の改正で考えております。それを具体化したとしたら、どういふことをもとにして基盤整備事業を実施したいと考えておるわけでありす。

○田中(恒)委員 終わります。

○三ツ林委員 農林大臣代理 瀬野栄次郎君。

○瀬野委員 農村地域工業導入促進法案について農林大臣並びに関係省庁に質問をいたします。

本法案の目的、第一条に「この法律は、農村地域への工業の導入を積極的かつ計画的に促進するとともに農業従事者がその希望及び能力に従つてその導入される工業に就業することを促進するための措置を講じ、並びにこれらの措置と相まつて農業構造の改善を促進するための措置を講ずることにより、農業と工業との均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的とする」といふように規定されておりますが、その目的に関連して、以下順次質問をさせていただきます。

まず最初に、本法案の工業導入に当たりましてのメリット、デメリットがあるわけでありすが、政府はこの法案に対するメリット、デメリットをどのように考えておられるか、まず最初にこれをひとつ政務次官明らかにしていただきたいと思ひます。

○渡辺政府委員 メリットの場合には、この法案に書いてあることがメリットだと思ひるのでありますが、例示的に申し上げますと、工場を導入することによって就労機会の増大をはかつていく、離農する者があつても離村する者がなく、農外収入と農業収入、それによって村の収入が豊かになるというふうなのはメリットの部類であります。デメリットはどういふものが想像されるか、デメリットのないようになつて指導をしておるわけでありすが、工場が来ることによって村の賃金が高くなる。賃金が高くなつたために農業関係の日雇い賃金も高くなるというところは、裏返しに言えば、農業で人を雇う人にとってはあるいはデメリットになるかもしれない。また土地の問題等について、工場ができて、そこで人口がふえるということになれば、宅地等の需要もある程度ふえるでしょうから、地価にも多少の影響があるということでありす。こういうふうなそのデメリットがあまり極端に出てくる極端——なことをいえば、公害のようものが起きた場合には、これはたいへんなデメリットになりますから、実施計画、基本計画等において絶対にそういうものが出ないように行方指導しておくわけであります。したがって、これらのデメリットが起きないようにいろいろこれからくふうをしていきたい、こう思ひます。

○瀬野委員 政務次官、いま概略答弁がございすが、この法案の施行にあたりましては、出かせぎの減少、あるいは人口の流出等が減少したり、あるいは過疎化の歯どめになるというふうな点についてはどのように考えておられるか、あわせてお伺ひします。

○渡辺政府委員 どの程度の規模の工場ができるかという点にもかかってくるわけであります。また、どういふような年齢層の人を多く採用するかという点にもかかってくるわけでありますから、一がいに断定的なことは申し上げられませんが、やはりこれによって人口の流出は相当程度やむであらうというように考えます。また過疎化の問題も、それによって工場導入地帯ではこれ以上激しい過疎化現象が起きないだろうというように期待をいたしております。

○瀬野委員 従来の農村地域への工業導入の実態から見まして、一方で離農、一方で規模拡大という形で、農業構造の改善が進まず、兼業農家が滞留、増加しつつあるという実情をとらえてみましたときに、本法の運用いかんによっては日本の農業はオール兼業化という方向へ進んで、すでに一般化した高齢化、婦女子等の労働力の質的低下等と相まって、農業の衰退化が考えられるということがいろいろ本法案の審議にあたって心配されております。いろいろ審議もされてきたところでありましたが、政務次官はこの点についてはどのような見解をお持ちであるか、お答えをいただきたい。

○渡辺政府委員 日本の農業がオール兼業化をするのでないかという御心配でございますが、私は農業基本法等にもいっておるように、自立経営農家を中心に農業を育てようというのが中心の考え方でありまして、規模拡大ということもその中の一つであります。ところが現実の問題として、あるいは政府は土地取得資金等を供給するにしても、現在の日本の事情から、自立経営農家が相当大幅に土地を買収をして規模拡大ができるというようないことは、これは言いやすく実際には相当困難が伴います。一方、農村の所得を増大させるという使命があるわけでありまして、それは先ほどから申しますように、狭隘なる土地のもとで農業だけで所得を増大させることはできない。だから、どうしてもそれらについては合理化をはかっていかなければならぬ。こういうことで合理化を

はかれば人手が浮くということでありまして、浮いた人が、土地に余裕があればさらに規模拡大をするでしょうし、あるいは他の農作物等をつくるということも考えられるでしょう。しかしながら、土地に余裕のない、三反歩とかあるいは五反歩とかというような、土地に余裕のない人は、浮いた労働力というものは遊んでいられないから、つとめに出るということになります。つとめに出た結果が、やはり並行的に相当機械化が行なわれるということになれば、自分が、あるいは一時的に作業の委託経営を農協とかあるいは専業農家にまかせるといふ形態をとるでしょう。そこで、請負耕作というものが相当将来広がってくるのではないかと。一方、工場の就業によって安定した所得が確保されるというようなことが身をもって体験をされてくれば、自分はずとめながらなおかつ日曜百姓をするのがいいのかどうかといううようなことを考えるようになります。そこで、日曜百姓をしなくても、作業の委託から経営までも委託しようという段階に来ると思えます。そうすれば、自立経営農家は、現実には自分の所有として土地を確保しなくとも、他人のものを請負耕作することによって、あるいは請負経営することによって、実質的に自立経営農家の規模拡大というものが創造されるわけでありまして、

そういうことも通して、非常にくだらない姿で日本の農業というものが規模拡大を、自立農家がはかられるように持つていくのではないかと。そうしますと、現在の農地法の問題におきまして、必ずしも自作農主義ということだけにこだわらないうで、借地も含めた規模拡大というものが考えられるようになってくるだろう。家族経営の農業から、もっと変わった形の農業というものが今後考へられるようになるだろう。たとえばイギリス等において百五十町歩とか二百町歩とかいう農業を経営しておりますけれども、これらは一人の自立経営農家で、その土地は三十人、五十人という多くの地主の土地を自分が借りて農業経営をやる、こういうような形で大規模な機械化農業が行なわ

れておるのでありますから、しよせん日本においても今後国際競争をしていくというような形で、しかも農業所得を増大させるというならば、そういうような道を歩かざるを得ない、かように考えております。

○瀬野委員 そこでもう一点あわせてお伺いをしておきますが、この工業導入促進法案におきまして兼業対策に力を入れているという姿勢になることはいかなる事実でありますか、総合農政の展開ということから、農政の基本方向との関連においてどのように考えられるのか、あらためてお伺いをいたします。

○渡辺政府委員 これは総合農政の関連もなく大きな一つの柱であります。

○瀬野委員 現在農村に残っている労働力についての問題でございますが、通産、労働省関係並びに農林当局にもお伺いしたいのですが、高年齢層や婦人の労働力が多いわけでありまして、工場の進出というものは、これら労働力だけでなく、農業の中核的な労働力まで吸収する可能性が多くなっていることは御承知のとおりであります。そのような場合に、兼業労働力では維持拡大が不可能ないわゆる成長農産物に対しての切り捨てということが行なわれるのではないかと。御承知のとおり、御承知のように生産調整によって畜産など成長部門がかなり衰退するのではないかというところが一方では心配をされてまいります。ただいま政務次官からもいろいろ答弁がございまして、こういふことから、労働力の問題について、ただいま提案いたしました問題について、通産、労働省また農林省の考えを明らかにしておいていただきたいと思います。

○渡辺政府委員 御指摘のような点は非常に重要な問題を含んでおります。工場を誘致することに よって地場産業に与える影響、中小企業に与える影響等は必ず出てくるわけでありまして、したがって、どうしてもこれは余剰労働力を生み出して、現在の産業の人の奪い合いにならないような形をしなければならぬ。そのためにこの法律において

も工場の導入と並行して構造改善事業を行なう、その内容は基盤整備や近代化というような形で余剰労働力を生み出す、こういうふうに両方がうまくかみ合って初めてこの法律は所期の目的を達して、あなたの指摘するようなひずみを起こさない、かように思っております。

○中原政府委員 新経済社会発展計画におきましては、昭和五十年における第一次産業の就業者は六百七十万人と見込んでおりますので、他産業へ就業する者が農業から百四十六万人と見込まれて いるわけでございますが、先生ただいま御指摘のように、農村におきましては中高年齢層が多いわけでございますので、若い人のみか他産業へ就業していただくことは健全なあり方ではないと思 いますので、先ほど農林、通産両省からも御説明 がありましたが、工業を導入する場合には、特に 機械とか電気機械というようなことで、特に労働 集約度が高くて中高年齢層また婦人等も若い人 とまざって働けるというような職場を造出すること によりまして、調和のある雇用機会をつくって いくということが大事であらうか、かように存じ ておるわけでありまして、

○両角政府委員 通産省といたしましては、今後 五年間にこの農村地域への工業の導入によりまして、雇用の増加を全体として約百万人期待をいた したいと思っております。その中で離農の関係から 期待される労働者あるいは農家からの新規の労働 者というような方々が大多数を占めるかと思 います。総計において約百万というものがわれわれ の見通しでございます。

○瀬野委員 あとでまたこの点については議論を することになります。次に本法の対象地域の 問題をひとつお尋ねをいたしたいと思っております。

本法の対象地域に関しては一定の区域を除外し てるわけでありまして、これは本法案の趣旨及び 他産業の開発に関する地域立法等との調整を考 慮しての措置であるようにわれわれ理解してお るわけですが、本法による工業の導入を期待してお

る市町村が除外されてたいへん失望しているのが現状であります。

そこで、具体的な問題といたしまして経済企画庁にちよつとお尋ねをいたしますけれども、農村工業化の対象地域の中で、新産都市三百二十市町村、十五地区のうち、都市計画区域を含む市町村がその対象から除外されておりました、一、二の例をあげますと、福島県では七市、二十三町村、熊本県においては六市、十五町村がその対象からはずされておることになっております。特に福島県等は全域にわたるといふようなことになっております。ここに表を持ってまいりますので、全部あげるとは時間の関係から省略いたしますけれども、こういった例を見ましても、かなりの市町村が対象から除外されている。新産都市自体が拠点開発方式をとっておりまして、新産都市といえども全域を平均に開発するのではなく、その地域の中心となる拠点以外をむしろ開発を抑制しようという考え方も根底にはあるのであります。したがって、新産都市に指定されているにもかかわらず、開発が抑制されている市町村で都市計画区域の指定を受けている市町村は、この工業導入の対象地域からはずされるという羽目になりまして、全く、先ほど一、二の例をあげましたが、開発の谷間に放置されている。先ほどからもこれは指摘されておるところであります。事実これらの地区は、背後地として特に工業導入を望んでいるところでもあります。そういったことから、純農村地域にこういった問題がかなりあるわけでございます。その中で、対象地域の指定基準を緩和するということについて考慮すべきではないか、こういったように思ふわけですが、この点何か救済措置はないか、または運用面で考えるということではできないのか、具体的な方法、こういったことについてひとつぜひ明らかにしたい、かように思ひます。

○中野政府委員 後ほど、あるいは企画庁お見えになるかと思いますが、ただいまのお話、立案の過程でわれわれ非常に苦慮をしたわけでございます。

ます。しかしながら、先ほども御答弁申し上げましたように、新産都市なり工業整備特別地区につきましては、すでにかなり工業の導入が進んでおります。計画的に進められておりますので、それと地域的な調整を要するということから、都市計画のあります市町村については新産都市の計画によってやる、それから都市計画のないところ、ただいま御指摘の熊本なりあるいは福島につきましても、若干の都市が都市計画がございますので、まずそこから、もしやるとすれば農村工業導入の計画は立てていくということに調整をいたしたわけでございます。ただ、ただいまのお話は後ほどまた企画庁にもお伝えをいたしたいと思ひますが、農村工業導入の事業の進展ぐあいを見て、あるいは将来そういう点を再検討する必要があるかしらと農林省としては考えるわけでありまして、なおこれは政府内での相談をさせていただきたいと思ひます。

○瀬野委員 企画庁あとで来られるということですが、この問題は各県ともたいへんこれは今回の法案の問題について憂慮しておるところであります。農林省側としては積極的な検討をいろいろなさってこられたということは何一つありませんけれども、実際に必要な個所がこういったことから除外されるということになっておりますので、全国的にもかなりの町村がこれに該当することでございます。十分検討していただきたい。また後ほど企画庁から、ぜひこれはお伺いしたい、かように思っております。

それでは次の問題に入りますが、国が定める農村地域への工業導入の基本方針についてお伺いをいたしたいと思ひます。

主務大臣は、関係行政機関の長に協議をして、五項目にわたる、都道府県知事が定める基本計画の指針ともなるべき農村地域工業導入基本方針といふものを定めるなければならないことになっておりますが、この基本方針は本法運用上最も重要な指標であり、政府としてはこれについて具体的にどのような内容を明らかにしようとするのである

か、その基本的な考え方をひとつ明確に述べていただきたい、かように思ひます。

○中野政府委員 御指摘のとおり今回の農村工業導入におきましては、国の定める基本方針が一番大事だと考えております。ただ、その具体的な内容につきましては、この法案が成立をいたしますれば関係各省と相談をしてつくっていくことにならるわけでございますが、ただいま考えておりますのは、たとえこの第一号にありますが「農村地域への工業の導入の目標」というところでは、どういふところに導入をするか、どういふ業種がよろしいかというように中心にならうかと思ひます。

それから第二号におきましては「農村地域に導入される工業への農業従事者の就業の目標」でございます。その程度の人数がどういふ条件で入り得るかというようにございまして、それから三番目の農業構造の改善に関する目標につきましまして、離農者あるいは兼業農家がどういふふうに見通されるか、あるいは農家の所得水準をどういふふうにか、それに合わせた規模拡大なり、農地の流動化の問題を考えておるわけでございます。それから第四号は、いま申し上げました三つの事項につきまして、そういう目標を達成するために必要な産業基盤なり農業基盤の整備の問題、あるいは公害防止の問題、それから収容者に対しまして職業訓練なり紹介の問題、あるいは税制金融の助成措置の問題等の必要な事項を定めたいというふうにお考えをしております。

○瀬野委員 地域分担との関係はどのように検討されておられますか。

○中野政府委員 昨秋農林省といたしまして、今後の農業の持つていく方向ということで全国十地域域の地域分担をきめたわけでございます。それは農業としての持つていく方向でございます。今回はそういう地域にいたしまして、たとえば東北地方になりますと、米を中心に畜産を進めていくというたしか地域分担になっているかと思ひ

ますが、同時に単作地帯でございますので、冬の出かせぎが非常に多いというふうなことになるわけでございます。そこでまたいろいろな調査からいたしまして、地元で安定した産業があればそこで働きたいという希望が非常に多いようございまして、そういう地帯にも重点的に工業を導入していくということが必要ではないか、そういう関係になるのではないかとわれわれ考えております。

○瀬野委員 都道府県知事が策定する農村地域の工業導入基本計画についてであります。この基本計画は都道府県と市町村が定める実施計画のよりどころになるものでありまして、法文上はいろいろの事項の範囲について定めることになっております。その内容についてなるべく詳細にわたり具体的に定めるよう、その指導または体制といふものが必要になってくるわけですが、これについて具体的にひとつ御答弁をいただきたい。

○中野政府委員 お話のように、都道府県が定めます基本計画は、県あるいは町村の定めます実施計画のもとになるわけでございます。そこでわれわれといたしましては、あまり抽象的では役に立ちませんので、できるだけ県の実情に即するよう具体的にしたいと考えております。またそのような指導方針にいたしたいと考えております。たとえば県によりましてはその地域を区分いたしまして、区分ごとに具体的な工業導入の業種あるいはその場所等を概略定める、そしてそれに対応しまして就業者の数とか、あるいはそれに伴います農業構造改善の目標を具体的に定めると同時に、具体的に土地利用と土地利用調整が必要でありますので、どういふ土地利用調整の方針にするか、その県によりまして土地の利用計画、あるいは農地転用の基本的な考え方といふものを明らかにさせたいと考えております。その他ここに五、六、九号までございまして、それぞれにつきましてもできるだけ具体的な大綱が定められるようにいたしたいというように考えておるところでございます。

○瀬野委員 農村地域工業導入促進制度の大綱に示されておるように、この主務大臣の承認を受ける、こういうふうにするべきじゃないか、こういうふうには実は思ふのですが、基本計画の策定にあつては都道府県知事が主務大臣と協議する、こういうふうになつていきますけれども、この点はいろいろ検討の結果、協議ということにされたのか。私は承認を受ける、こういうふうなことではないのじゃないか、こういうふうな思つてゐるのですが、あらためて御見解を承つておきたいと存じます。

○中野政府委員 國として基本方針を示しまして、それに基づきまして都道府県が、都道府県の独自といひましょか、都道府県のそれぞれの特色を出した計画を立てるわけでございまして、それを承認にはいたしてございせんけれども、あらかじめ関係行政機関の長に協議をしていただくということになっておりますので、実質的にはあるいは承認と同じかと思ひますけれども、法文のニュアンスといひましては県の自主性を尊重して、したがつてあらかじめ協議を受けた上で県が基本計画を立てるということにいたしましたわけでございまして。

○瀬野委員 もう一点はつきりしておきたいと思ふのですが、この計画の策定にあたりまして、基本計画は都道府県知事としておるのに対して、実施計画のほうは都道府県または市町村としておられます。これは両者をそれぞれ区別してゐるのはどういふ理由に基づくのか、これもひとつこの機会に明確にしておいていただきたいと思ひます。

○中野政府委員 先ほど別川先生あるいは田中先生からもその御質問があつたわけでございまして、具体的な実施計画になりますと、県だけで県内の工場用地造成それから導入全部はなかなかできかねるわけでございまして。そこで今回の法案では、先ほど企業局長からも申し上げておりますように、県の実施計画としましては、拠点地区をつくる、そしてその周辺への工業導入への促進を

はかつていこう、こういうところを中心にして実施計画を定めるということにしたわけでありまして、実情をいたしまして相当な町村が工場を誘致をしていきたいという希望もございまして、町村の場合も計画が立てられるということで、両方の計画が立ち得るということにしたわけでございまして。

○瀬野委員 農村地域工業導入実施計画についてお尋ねをいたしたいと思ひますが、都道府県の定める実施計画は拠点開発方式による比較的大規模なものであります。また市町村の定める実施計画は当然小規模のものというふうなことになるのであります。都道府県による拠点方式の計画を先行させて、関連の市町村にその下請的な工業の導入を奨励する、こういうふうな考へておられるのか、また市町村自体がかなり大規模な工業の導入を企画し、これが拠点となるようなことは妨げないというふうな政府の考へであるか、この点もひとつ明確にしておいていただきたい、かように思ひます。

○中野政府委員 御指摘のように、通常の場合は県の計画は拠点でございまして、土地を先行取得いたしましたして工業団地を造成いたしましたして、拠点としての役割りを果たすことにならうかと思ひます。そして周辺に順次、下請の場合もありましようし、またそれと関連をいたしましたほかの工業が起つてくるということもあらうかと思ひます。市町村の場合はそういうものとの関連で、市町村が県の拠点開発と合わせまして市町村計画を立てる場合もございまいし、あるいは拠点地域とはかなり隔たつておりまして市町村が独自で計画を立てる場合があるかと思ひます。それから市町村の場合は、市町村の性格によりまして、非常に小さな市町村、財政力豊かな市もございまして、市によりましては若干大きな規模の計画も立て得るということにこの法律では考へておるわけでございまして。

○瀬野委員 それでは実施計画というものは、工場の導入が確定した場合とか、あるいは導入が確定した段階において樹立するものか、それとも実施計画の樹立を先行させて工場団地等を造成する等、受け入れ体制を整備して工業の導入を待つという方式をとるというふうになるのか、この辺もひとつこの機会に明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○中野政府委員 ただいまのお尋ねにつきまして、両方の場合があるのではないかと考へております。ただ実際問題といたしましては、県の計画の場合には比較的大きな規模のことを考へておるわけでございます。やはり県公社等が土地を先行取得して工場団地を造成するというのが中心になつていこうかと思ひます。それから町村の場合にもあるいは土地を先行取得する場合もあるわけでございまして。と同時に、そうでない場合、工場がそのまゝ入つてくる、工場自体が土地を造成するといふ場合もあります。その場合に単にうわさだけで計画を立てるということになりますといふいろいろな影響が出てまいりますので、工業導入の、入つてくる企業の具体的な見通しがついた段階で実施計画を立てるべきだと考へております。

○瀬野委員 すでに実施計画を樹立したあとの推移によりましてさらに新たな工業の導入が見込まれた場合等があつた場合、計画を立て直すということになるのか、それとも複数の計画を立てるかといふふうなことも将来いろいろ疑問になつてくると思ふのですが、明らかにしていただきたいと思ひます。

○中野政府委員 ただいまの場合に、あるいは二つのケースがあるかと思ひます。一つは最初に立てました計画と非常に密接な関連のある、また工業が入つてくるといった場合には、計画変更でやるべきではないかと思ひます。それとは逆に前の計画と全く関係のない、同じ町村の中でも場所によつて別個のものが入つてくるというときには新しい計画を立てるということになるかといふふうに考へております。

○瀬野委員 それではこれから農業振興地域整備計画を樹立する市町村にあつて、農業振興整備計画の中で一体的に実施計画を定めてもよいかといふことですが、そのように理解してよろしいですか。

○中野政府委員 農業振興地域計画は御承知のように農業振興についての計画でございます。したがひまして、その関連で構想等をそこで明らかにすることは差しつかえないかといふ氣もいたしますけれども、具体的な計画はやはり今度の法律に基づきます農村工業の実施計画でやるべきだと思ひます。

○瀬野委員 実施計画の内容を見ますと、農地、用水の権利調整あるいは公害問題等の面において地元住民の利害と直接的に關係を持つておることは御承知のとおりであります。したがつてその樹立にあつてはその意見と希望といふものが十分反映されなければならぬといふことは当然であります。その公害との問題において具体的な措置はどのように検討されたか、これも明らかにしていただきたいと思ひます。

○中野政府委員 この実施計画にもございまして、公害の防止については入つてくる業種の公害対策ということで十分具体的な計画を立てるわけでございまして、具体的な業種についての公害防止のためのいろいろな手段はあらかじめその実施計画で明らかにするということにいたしましたと思ひます。

○瀬野委員 公害対策についてはあらかじめ実施計画で明らかにしたいといふ答弁であります。具体的などのようなことを検討しておられますか。

○両府政府委員 公害対策につきましては実施計画におきまして、私どもは具体的に少なくとも公害の発生が少なくない業種もしくは企業といふものを選定する基本的な考えといふものを設定をいたしたいと考へます。同時に、騒音とか排水とかいふような公害が多少なりとも予想されるような種類の企業につきましては、十分公害の防止施設、たとえば排水共同処理施設であり

ますとか騒音の防止施設でありますとか、そういうものの設置を要請するような基準というものを実施計画の中へ盛り込んでまいることが適当ではないかと考えております。

○瀬野委員 それでは次の問題に入りますが、税制上の優遇措置の問題で若干お尋ねをいたしたいと思ひます。

実施計画で定める農村地域への工業導入を促進するために税制上の優遇措置が講ぜられております。すなわち法第七條で個人が農地を工業用地の用に供するため譲渡した場合の所得税を軽減する。もう一つは法第八條及び九條では、立地企業に對して事業用資産の買いかえの場合の課税の特例及び減価償却の特例を設ける。法第十條では、立地企業に對し地方税のうち事業税、不動産取得税または固定資産税の減免を行なつた地方公共団体に對し、その一部につき地方交付税により補てんを行なうということになっておりますが、これらは新産業都市建設促進法、工業整備特別地域整備促進法及び低開発地域工業開発促進法など一連の地域開発立法においてとられておる措置とほぼ同様のものであります。工業用地売買に關しての登録免許税の軽減措置が見送られておる、かように思ひますが、優遇措置のワケにこれを入れるべきじゃないか。なぜ対象外にしたのか、この点をひとつ御説明いただきたい、かように思ひます。

○中野政府委員 御指摘の登録免許税につきましては、ただいまお話がありました各種の立法についても前例がございせん。それからまた登録免許税というものは登録手数料というような性格を持つておるわけでございますので、農村工業の導入の場合だけ企業に對してその軽減をはかるというところは妥当でないという判断になつたわけでございます。

○瀬野委員 地方税の課税免除または不均一課税に伴うところの地方公共団体における地方交付税による補てん措置というものについては法第十條に規定されておまして、その条文は低開発地域

工業開発促進法第五條に準じたものでありますけれども、本法案による措置の特徴はその対象を「工業導入地区のうち政令で定める地区」というふうになつておまして、対象を一部に限定しているのではありませんが、本法によります税制上の優遇措置のうち国税に關するものについてはこのような制度を加えておりませんし、低開発地域工業開発促進法においても対象を限定してありません。こうした点から見ると一部に限定したことについてはどういふ理由で限定されたのか、これもあわせてひとつ明らかにしておいていただきたいと思ひます。

○中野政府委員 先ほどお尋ねがありました際に自治省のほうからお答えがあつたわけでございますが、今度の農村地域の対象地域が二千五百に及ぶわけでございます。その中で低開発地域あるいは過疎地域につきましてはそれぞれが優先をいたしますので、従来どおりの地方税の減免のしかたになるわけでございます。それ以外に約一千地域という広い地域が今度の法律の対象になります。そういう広い地域を全部まけることにつきましては、地方交付税であつて補てんすることと、この關連で困難だということが先ほど御説明にあつたわけでございます。私たちがもういふに理解をしておるわけでございます。

○瀬野委員 通産省にちよつとお尋ねいたしますが、立地企業に對する金融措置の問題で、本年度の予算措置の段階において、通産省が日本開発銀行に對し、日本開発銀行の融資について年利八分三厘を七分に引き下げるよう要求しておられますが、これは諸般の事情から見送られたといういきさつがあることは一応承知しております。これについて今後とも開銀資金等については特利また特ワケは認めないという方針であるのか、これまたひとつこの機会に明らかにしていただきたい。聞くところによると、大蔵省の壁がなかなか厚いようなどであるようにも聞いておりますが、御説明をいただきたいと思ひます。

○増田(美)政府委員 ただいまの御質問に對して

お答えいたします。

ただいま先生のおっしゃられましたように、開銀資金につきましては当初特利、特ワケというものを確保したいといふこととでいろいろ折衝いたしておつたわけでございますが、残念ながらこれが認められなかつたわけですが、私もこの限りでは、将来さらに特利、特ワケの確保に努力したい、かように考えております。

○瀬野委員 残念ながらこれは認められなかつたといふことはありますけれども、ぜひひとつこれは将来確保に努力していただきたい、かように思ひます。強く要望いたしておきます。

次に、実施計画達成のための立地企業等に對する金融措置として、法第十一條及び十二條において、国等の工業用施設の整備に必要な資金の確保、及び地方債の起債に對する適切な配慮を行なう旨の規定が設けられておるほか、法第十三條において立地企業及び工場用地の造成等を行なう非営利法人、すなわち営利を目的としない法人であります。これらに對し新たに農林中央金庫から融資の道を開くことが規定されておるのでありますけれども、この非営利法人とは具体的にどのようなものをさしておるか、ここで明らかにしておきたいと思ひます。

○中野政府委員 県が出資をいたしました県開発公社——県によつていろいろ名前が違ふかと思ひますが、開発公社等をつくつております。そういう財団法人なり社団法人をさしておるわけでございます。

○瀬野委員 たとえば農産物振興公社というふうなものも入るわけですか、これは、農産物等の県が開発している公社、財団法人という具体的なものはどんなのがございせんか。

○中野政府委員 農産物振興公社も入ります。かどうかよく存じませんけれども、もし財団法人なり社団法人の定款にそういう範圍に仕事を限定しておりますれば、農林中金から金を借りて工場用地を造成することはできないと思ひます。

○瀬野委員 日本開発銀行、北海道東北開発公庫

及び農林中央金庫等に特別ワケを設定して、あわせて貸し出し金利の引き下げ等の措置を講じて、これらの金融面の援助と緩和といふことについて、本法案にうたつてあるところの金融措置くらいではほんとうに工場が来るかどうかといふようなことが、いろいろ論議されておるわけですが、それと、税制、金融面でもっと大幅な入力が必要じゃないか、かような要望も強いわけですが、こゝにうたつた点については農政局長はどのような見解をお持ちであるか、また検討されてきたか、説明をいただきたいと思ひます。

○中野政府委員 この農村工業導入計画を、これからの五カ年計画等をもちまして進めてまいります場合に、相當な資金が要るわけでございます。その資金の手当てをいたしまして、通常は企業に對する資金でございますから、都市銀行あるいは地方銀行が中心になります。やうことになるわけでございます。今回新たに農林中央金庫からも業務上の余裕金をもつて融資をするといふことをきめたわけでございます。先ほど通産省からも御答弁がございましたように、開銀あるいは東北開発公庫、中小企業金融公庫等の融資も考へるということでございますので、いままですより以上に農村に導入される企業に對する融資は円滑に進むといふふうに考えております。

○瀬野委員 時間の制約があるので、質問したいものがたくさんありますが、若干はしよつて端的にお伺ひしてまいりたいと思ひますけれども、農村地域に工業を導入する場合、農業側にとつて立地企業の就業が基本的な問題となることは御承知でございますが、まずこれは労働省關係にお伺ひしたいと思ひますけれども、職業訓練中の手当の増額、これがたしか四十五年が二万三千三百円、今年度二千四百ふえたと聞いておりますけれども、こゝにうたつた増額に對しての問題、それから訓練後の安定就職と適正賃金の確保、こゝにうたつたことについて御見解を承つておきたいと思ひます。

○中野政府委員 先生御指摘のように、訓練中の訓練手当につきましては、本年は若干増額しまし

て、二万五千三百円ということでございますが、これで必ずしも十分とは思いませんが、今後ますます充実してまいりたいと思っております。

なお訓練につきましては、非常に短期に腕をみがきたい人のために、簡易職業訓練、それから本格的な人のためには県立の専修訓練校における訓練あるいはまた企業に対して委託しまして、職場適応訓練というような各種の訓練を機動的に運営して、就職の機会の増大に資したいと思っております。

それから訓練後の貸金その他労働条件につきましても、先般調査した結果等もございしますが、現在のところでも不十分な点もございしますが、いま、まあまあということを進めておるわけでございまして、今後とも一そう、いい職場環境のところに就職するように促進したいと存じておるところでございます。

○瀬野委員 あと若干労働関係にお尋ねしますが、若年層、婦女子のみを目的とした雇用形態では農業の構造改善には役立たず、男子中高年齢の農業者を導入企業に雇用させることが特に必要であるということから、導入企業が地元の中高年齢の農業者の一定数以上を雇用した場合において企業に雇用奨励金とかこういったものを支給する、あるいは税制上の恩恵を付与するといった奨励策、こういったことが必要ではないかということですが、これが本法案では見送られております。こういふことについてはどのような見解をお持ちであるか、あわせてお伺いしたいと思います。

○中府政府委員 先生御質問のように、当初は雇用奨励金というような構想もあつたわけでございしますが、私どもの案を進めるにあたりまして、この雇用奨励金のかわりに各種の——特に転職者につきましても中高年齢層が一番問題であると思ひますが、先般衆議院で御可決いただきました、いま参議院で御審議中の、中高年齢者雇用促進法、この法案におきまして、手帳を発給しまして特に各種の手当を充実する、それから雇用率等を設定

しまして、この雇用率を達成するように強力に指導していくという方法によりまして、先生が御心配のような問題を解消するように万全の努力をいたしたい、かように存じておるわけでございします。

○瀬野委員 労働省にもう一点お伺いしておきますが、企業が就業の円滑をはかるために、託児所の設置であるとか通勤用バスあるいは貸し出し用農機具等を購入した場合には助成措置を講ずべきじゃないか、こういう見解をわれわれは持つていますが、この点についてどうお考えになるか。

もう一つは今回本法案の目玉予算として、全国五カ所にグラウンドをつくるという構想があるのですが、これについても若干のお考えをお聞きしておきたいと思ひます。

○中府政府委員 企業が農業からの転職者等を採用していただく場合に、労働省といたしましては、雇用促進事業団を通じて、各種のそういう人を雇つていただく場合の住宅でありますとか福祉施設、この福祉施設の中にはいろいろな文化施設でありますとか託児所その他のものがございしますが、こういふものに要する経費を非常に有利な条件で貸し付けるということを考えておりますが、これをこの際にも一そう活用してまいりたいと思ひます。

それから五カ所の施設でございますが、今度のこういう実施計画が立てられました地域に対しては、一カ所三千万円の見当で農業文化施設——工場を新設したとしても、働くだけでは砂漠のような生活になるおそれもありますので、そこで健全な教養をはかるための、たとえば図書館とまではいきませんが、ちよつと文化的なものとかあるいはスポーツ等を行なう体育館、こういうようなものを五カ所程度つくる、それもまた今後の転職者の状況に見合ひましてさらに充実してまいりたい、かように存じておるわけでございします。

○瀬野委員 経済企画庁の開発局長が来られたそうですが、先ほど御質問いたしましたのですけれども、熊本あるいは福島県のように、ほとんど全域にわたつて今回の工業導入法案の対象から除外されるという問題があるわけですが、この対象地域の指定基準を緩和することについてはどう考えておられるか。何か救済措置はないか、また運用面で考えられないか、こういふことについて具体的にちよつと御見解を承りたいわけでありまして。

○岡部(保)政府委員 お答え申し上げます。ただいまの、たとえば熊本県における例、確かに私も地元の方から御要望を伺つております。私も、いわゆる新産都市としての地域開発、それからいわゆる農業振興のほうを非常に強く持ちましたこの法律の考え方、この点について、同じような助成の面もございします、それからその助成の面では、新産都市ではいわゆる公共事業と申しますか、社会資本の整備に対して補助率のかさ上げのごとき問題もございします。逆に財政援助という点ではこの法律に持ち込まれてはいるほうかむしろ厚い、そういうような問題がございします。この辺どういふふうに考えたいかという点につきましては、この法案を、農林省でお考えになり関係各省お考えになつておる最中にもだいたい御相談をしたわけでございします。そこで私もこの法案を、変な排除をするとかそういうことを考へてはいるわけでは決してございしません。むしろその地域がどういふふうにして開発されるべきかという点について主眼点を置いてまいりたいという考え方でございます。

そこで一つの考え方といたしまして、現在私どもが持つております考え方は、新産都市として、しかも都市計画と申しますか、いわゆる都市としての施設と申しますか、そういう基礎の整備というものが非常に重点であるということであるならば、これは新産都市の区域に包含して、そのほうで考へるべきじゃないか。ただ、むしろ都市と申しますよりは農村の一つの整備というふうな問題になりますれば、むしろこの法律を適用する考え方であるべきじゃないか、その辺が問題点だと存じます。そこで現在の考え方といたしましては、

ては、一応都市としての開発、都市としてこれらの計画を立てていくというふうなものにつきましては、一つ新産都市の法律を適用して考へていったほうがよろしいという考え方と立てておるわけでございします。したがひまして、たとえばそういうこれからの開発の方向というものがどういふ方向を向くかということによりまして、あるいはむしろ新産都市の区域から除外すべきであつて、この法律案の適用地域にするべきだというふうな考え方もあるかと存じます。そのような点につきましてもこれから実情を十分伺ひまして措置をしてまいりたいという考え方でございます。

○瀬野委員 十分ひとつ実情を調査して処置していただきたい。

最後に農林大臣にお伺いして終わりにいたしますが、農村地域工業導入促進センターの設立が今回予定されておりますが、これはなぜ認可法人にしないかという理由が一つ。

それから本法案をつくつたときはかなり勢いがよかつたのですが、その後景気の後退、公害、こういった問題から少し意欲が減退しているようにも思ひます。景気回復になればまた別であらうと思ひますが、そういう点から本法案の施行にあつて、大臣は今後どのような決意、意欲を持つて臨まれるか、その点お伺ひして質問を終わりたいと思ひます。

○倉石国務大臣 お話の公益法人は、これは財団法人によるセンターでございますが、ここが中心になりまして地方のそれぞれの適地に産業を分散してまいり、そういうことの機能を發揮せしめるのがこのセンターの目的で、計画に基づいてまた計画を立てるときにもそれが指導的役割りを果たしてもらふようにいたしたい、こう考へておるわけでありまして。

○瀬野委員 以上で終わります。

○三ツ林委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

農村地域工業導入促進法案の審査に資するため
参考人の出頭を求め、その意見を聴取することに
いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三ツ林委員長代理 御異議なしと認めます。
よって、さよう決しました。

なお、参考人の人選、出頭日時及びその手続等
につきましては委員長に御一任願いたいと存じま
すが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○三ツ林委員長代理 御異議なしと認めます。
よって、さよう決しました。

連合審査会散会后再開することとし、これにて
休憩いたします。

午後一時五十八分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕